

NPO法人 設立・運営の手引き

平成29年（2017年）7月



島根県

環境生活部 環境生活総務課 NPO 活動推進室

手続き等については、各所轄庁にお問い合わせください。

連絡先は、裏表紙をご覧ください。

目 次

1 特定非営利活動促進法制度

1. 特定非営利活動法（NPO法）とは	1
2. 特定非営利活動とは	2
3. 特定非営利活動法人（NPO法人）とは	3
【NPO 法人となるための基準】	
4. NPO法人の組織	6
(1) 社員 (2) 役員（理事・監事） (3) 総会 (4) 理事会	
5. 法人格を取得するメリットと義務	10
(1) 法人格を取得するメリット (2) 法人格を取得することで生じる義務、制約	
(3) 特定（特例認定）NPO 法人	
6. NPO法人の管理運営	12
(1) 定款 (2) 事業 (3) 会計 (4) 情報公開 (5) 所轄庁による監督	
7. NPO法人に関する主な税金	14
(1) 法人税（国税） (2) 法人県民税（県税）・法人市町民村民税（市町村税）	
(3) 法人事業税（県税）・地方法人特別税（国税）	
(4) 消費税（国税）・地方消費税（県税）	
(5) 源泉所得税（国税） (6) 不動産取得税（県税）・自動車取得税（県税）	

2 NPO法人の設立

1. NPO法人設立までの流れ	17
(1) 法人設立の準備 (2) 所轄庁へ設立認証申請書を提出 (3) 所轄庁による公告	
(4) 所轄庁による公衆の縦覧	
(5) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定 (6) 法務局において設立の登記	
(7) 所轄庁へ設立登記完了届出書を提出	
2. 設立認証申請及び設立登記完了届出に必要な書類	21
作成例 ①設立認証申請書 ②定款 【公告の方法について】 ③役員名簿	
④就任承諾及び誓約書の謄本（コピー） ⑤役員の住所又は居所を証する書面	

- ⑥社員のうち 10 人以上の名簿 ⑦確認書 ⑧設立趣旨書
- ⑨設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）
- ⑩設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑪設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書
- ⑫補正書 ⑬設立登記完了届出書 ⑭設立の時の財産目録

3. 法人設立後に必要なその他の手続き等 58

- (1) 情報公開 (2) 税務、労務に関する手続き

4. NPO法の概要、設立に関するQ&A 59

3 NPO法人の管理・運営

1. 主な手続き 62

- (1) 毎月行う手続き (2) 毎事業年度行う手続き (3) 随時行う手続き

2. 計算書類等の作成 64

- (1) 活動計算書 (2) 貸借対照表 (3) 計算書類の注記 (4) 財産目録

【計算書類等の作成の留意事項】 〈1〉 計算書類等の体系 〈2〉 活動計算書 〈3〉 貸借対照表

〈4〉 計算書類の注記

〈5〉 活動予算書 ※活動計算書（活動予算書）の科目例 ※貸借対照表の科目例

3. 事業報告書等の備置き、所轄庁への提出、公開 72

作成例 ①事業報告書等提出書 ②事業報告書 ③活動計算書 ④貸借対照表 ⑤計算書類の注記

⑥財産目録 ⑦年間役員名簿 ⑧社員のうち 10 人以上の名簿

4. 役員の変更等 84

- (1) 役員変更届出 (2) 理事の変更の登記

作成例 ①役員の変更等届出書

5. 定款の変更 86

- (1) 定款変更認証申請 (2) 定款変更届出 (3) 定款変更登記完了提出

作成例 ①定款変更認証申請書 ②定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）

③定款変更届出書 ④定款変更登記完了提出書

6. 登記事項の変更 93

4 解散と合併

1. 解散	94
(1) 解散事由 (2) 解散と精算 (3) 解散及び精算の手続き (4) 清算人の職務	
2. 合併	100
(1) 合併の方法 (2) 合併認証申請 作成例 ①合併認証申請書	

5 監督・罰則

1. 監督	104
(1) 報告及び検査 (2) 改善命令 (3) 設立の認証の取消し	
2. 罰則	105
(1) 50万円以下の罰金に処せられる場合 (2) 20万円以下の過料に処せられる場合	
(3) 10万円以下の過料に処せられる場合	

6 その他

1. NPO法人の手続きの窓口一覧(所轄庁一覧) ※裏表紙に記載	107
2. 縦覧及び閲覧の実施場所	107
3. 登記等に関する窓口	107
(1) 登記 (2) 官報公告	
4. 税に関する窓口	108
(1) 国税 税務署 (2) 県税 (3) 市町村民税	
5. NPO支援の窓口	109
(1) しまね県民活動支援センター(公益財団法人ふるさと島根定住財団)	
(2) 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」	

資料

1. 特定非営利活動促進法	資料 - 1
2. 事業年度終了前後のスケジュール例	資料 - 28

【 Memo 】

- 「NPO」とは？ …… 1
- 「不特定多数のものの利益」とは？ …… 2
- 「所轄庁」とは？ …… 3
- 「認証」とは？ …… 5
- NPO 法人と任意団体、一般社団法人の比較 …… 11
- いつから NPO 法人として活動することができますか？ …… 20
- 「活動計算書」と「収支計算書」の違いは？ …… 64
- 事業報告書等の情報公開 ～ 市民の信頼 ～ …… 73
- 「理事の任期が満了後、総会の議決により時期も続けて理事を務める」
場合も役員変更の手続きが必要です …… 84
- 「代表権を有する理事」以外の理事は、登記不要です …… 84
- 定款の附則 …… 87
- 「認定 NPO 法人」又は「特例認定 NPO 法人」の合併 …… 100
- 合併の公告 …… 101
- 認証を取り消された解散当時の役員は「役員欠格事由」に該当します
…… 105
- 裁判所から過料の通知書が届く？ 支払いは？ …… 106



1 特定非営利活動法人制度

1. 特定非営利活動促進法（NPO法）とは

特定非営利活動を行う団体が法人格を取得、
社会的責任や法律に基づいた義務を果たす

団体の信頼性の向上
特定非営利活動の発展・促進
公益の増進

特定非営利活動促進法は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的として、平成10年12月に施行されました。

平成23年6月には、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心とした大幅な法改正が行われ、平成24年4月1日から施行されることとなりました。

（特定非営利活動促進法第1条）

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

【Memo】「NPO」とは？

「Non＝非」「Profit＝利益」「Organization＝組織」

の頭文字をとったもので、営利を目的としない、「非営利の組織」のことを指しています。

※「営利を目的としない」とは… P4②を参照してください。

◆◆◆NPO法人の設立を目指される方へ◆◆◆

社会貢献活動に取り組むにあたって、法人格を取得したいとお考えの方がまず思い浮かべられるのが「NPO法人」ではないかと思います。

要件を満たせばだれでも認証を受けられますが、法人として社会的責任が生じることに変わりはありません。未永く活動を続けていくための事業や資金の計画を立て、特定非営利活動促進法に定められている毎年の報告や登記をはじめ、関連する様々な法律を順守しながら運営していくことを十分話し合われた上で、設立を目指していただきたいと思います。

2. 特定非営利活動とは

NPO法において定められた20種類の分野に該当する活動であり、不特定かつ多数のものの利益に寄与することを目的とするもの

NPO法に定められた
20分野の活動

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動（※島根県では条例で定められた活動はありません）

【Memo】「不特定多数のものの利益」とは？

誰もがその法人の活動の利益を受けることができること、法人の活動が社会全般の利益となること（「公益」）をいいます。

一方、特定の個人や団体だけの利益（「私益」）や、会員相互の利益（「共益」）を目的とした活動は、利益を受ける対象が特定されていますので、上記の20分野に該当する活動であっても、特定非営利活動には当たりません。

3. 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

NPO法に基づき、所轄庁において設立の認証を受け、
法務局において登記が完了することにより、法人格を取得した法人

NPO法人と なるための基準

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としないものであること
- ③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと
- ④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと
- ⑦ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- ⑧ 10人以上の社員を有するものであること

【Memo】「所轄庁」とは？

「所轄庁」とは、NPO法人の認証権及び監督権を持つ行政機関を指します。

NPO法に基づく申請、届出、事業報告書等の提出は「所轄庁」に対して行います。

NPO法第9条では、NPO法人の「主たる事務所」が所在する都道府県の知事（事務所が一つの指定都市の区域内のみにあるときは、その指定都市の長）を「所轄庁」としています。

なお、島根県では、「所轄庁」の権限を移譲している市町があり、NPO法人の設立の認証などの事務を下記のとおり行っています。（連絡先は、裏表紙をご覧ください）

市町長が 所轄庁の 事務を行う	○事務所が以下の一つの市町の区域内のみにある場合 松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町、西ノ島町 ≪権限を移譲している市町≫
島根県知事が所轄庁の事務を行う	○主たる事務所が以下の町村にある場合 奥出雲町、吉賀町、知夫村、隠岐の島町 ≪権限を移譲していない市町≫ ○主たる事務所が島根県内の市町村にあって、 県内の他市町村または他都道府県に従たる事務所がある場合

※認定（特例認定）NPO法人の認定（特例認定）に係る事務は、上記によらず、島根県において行っています。

【 NPO法人となるための基準 】

① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること

(法第2条第2項)

「主たる目的」とは、活動全体における特定非営利活動の占める割合が50%以上であることをいいます。50%以上であるかの判断は、活動の事業費などから総合的に判断する必要があります。

② 営利を目的としないものであること

(法第2条第2項第1号)

「営利を目的としない」とは、活動によって得られた収益を、NPO法人の構成員である社員等に分配してはならないということです。労働の対価として雇用している職員に対して適正な金額で給与や報酬を支払うことは何ら問題ありません。

また、特定非営利活動を行ううえで必要な費用を得るために、販売活動を行ったり、有償サービスを提供することは問題ありませんが、これによって得られた収益は次の活動を行うために使うことになります。

③ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと

(法第2条第2項第1号イ)

「社員」とは、NPO法人の総会において議決権を有する会員（「正会員」）を社員といいます。会社に勤務する従業員や職員という意味ではありません。

NPO法人は広く市民に開かれた運営をしなければならないとの観点から、社員には誰でも自由になることができ、自由にやめることができることが原則です。条件を設ける場合は、その条件が社会通念や合理性にかなったものであることが必要です。

④ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

NPO法人は役員（理事3名以上、監事1名以上）をおく必要があります。役員としての労働の対価は「役員報酬」として社会通念上適正な金額を支払うことができます。

会議に出席するための交通費相当額や、NPO法人の職員（いわゆるNPO法人で働く人をいいます）として支払われる給与は役員報酬に該当しません。

⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号イ、ロ)

宗教活動とは、「宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること」をいいます。

政治活動とは、「政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること」をいいます。

※主たる目的かどうかの割合は、事業費や活動内容等で総合的に判断します。

⑥ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと

(法第2条第2項第2号ハ)

「特定の公職」とは、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。（公職選挙法第3条）

⑦ 暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

(法第12条第1項第3号)

暴力団がNPO法人を設立し、特定非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行うことを防ぐため、これらの疑いがある場合は、所轄庁は警察庁長官または警察本部長に意見聴取を行うことができます。

⑧ 10人以上の社員を有するものであること

(法第12条第1項第4号)

NPO法人が組織的に活動を行うことができる最低限の人数を定めています。

社員には誰でも自由になることができ、NPO法人の役員も社員になることができます。（社員総会における表決は社員としての一票のみ）

【Memo】「認証」とは？

NPO法において、法に規定する設立要件に適合すると認めるときには、所轄庁は認証しなければならないとされています。

認証は、所轄庁がNPO法人の活動についていわゆる「お墨付き」を与えたわけではありません。NPO法人は、活動や会計等の情報を積極的に公開し、社会における信頼性を高めることが求められます。

※認証・・・「一定の行為又は文書の成立あるいは記載が正当な手続によってなされたことを公の機関が確認、証明すること」（内閣府による定義）

4. NPO法人の組織

「社員」10名以上、「理事」3名以上、「監事」1名以上で構成し、
総会により意思決定を行う

(1) 社員

総会において議決権を持ち、NPO法人の運営に参加する会員のことをいいます。NPO法人の多くは、定款等において「正会員」と表現しています。

NPO法人が組織的に活動できるよう、社員は10名以上置くことが定められています。社員は原則誰でもなることができ、不当な条件を設けることはできません。

一方、議決権を持たず、法人を支援したり、NPO法人からサービスの提供を受ける会員を「賛助会員」や「利用会員」として、社員とは別に定めることができます。

これら社員以外の会員は法人が定款等において任意で定めることができ、入会の資格や条件を付けることも可能です。

(2) 役員（理事・監事）

理事と監事を総称して「役員」といいます。

役員は、社員から選ぶこともできますし、定款等により定めた方法により社員以外から選ぶこともできます。

役員には、欠格事由が設けられているほか、親族や役員報酬を受ける者の数等に制限が設けられています。

理事

理事は、3名以上置くことが定められ、理事それぞれがNPO法人を代表し、業務を決定する役割を持ちます。

なお、定款で代表権の制限を定めることもできます。多くのNPO法人は、理事のうち1人を「理事長」や「代表理事」として定款で定め、NPO法人を代表し、業務を執行しています。

監事

監事は、1名以上置くことが定められ、理事の業務やNPO法人の財産状況を監査する役割を持ちます。

監事は、法人を監査する立場であるため、法人の業務を決定する理事や、法人の業務にかかわる職員が兼務することはできません。

役員になることができない者（欠格事由） NPO法第20条各号

- * 成年被後見人又は被保佐人
- * 破産者で復権を得ないもの
- * 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- * 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条〔傷害〕、第206条〔現場助勢〕、第208条〔暴行〕、第222条〔脅迫〕、第247条〔背任〕の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- * 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- * 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

役員のうち、報酬を受ける者が占める割合の制限

役員報酬を受ける者が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこととされています。

役員報酬とは、役員の職務（仕事）に対する対価をいいます。

以下のものは、役員が受けたものであっても役員報酬にはあたりません。

- ・ 会議等に参加するための交通費相当額
- ・ 理事が職員（従業員）として勤務したことによる給料

役員のうち、配偶者若しくは3親等以内の親族が占める割合の制限

それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならないこととされています。

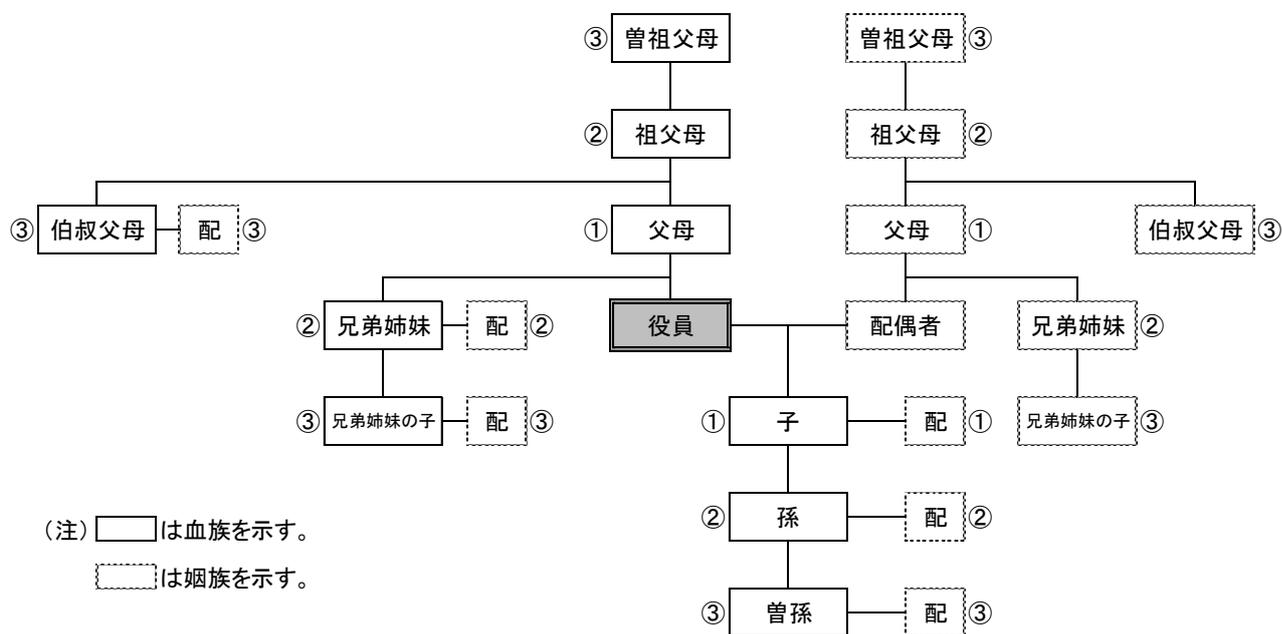
(例1) 役員が4名または5名の場合

- ・役員の中に配偶者若しくは3親等以内の親族がいてはいけません。

(例2) 役員が6名の場合

- ・夫婦（または親族ペア）が3組いてもよい。
- ・役員の中に3人組以上の親族等（夫婦とその子供など）がいてはいけません。

《3親等以内の親族図》



(3) 総会

総会は、社員が参加し、NPO法人の事業や運営について話し合い、議決を行う、NPO法人における最高意思決定機関です。

一般的に「通常総会（定期総会）」と「臨時総会」の2種類があります。

通常総会は、毎事業年度少なくとも1回は開催しなければなりません。総会での議決事項は、NPO法に定められている以下の事項の他は、定款により定めることとなります。

必ず総会において議決することが定められている事項

* 定款の変更 * 解散 * 合併

総会を開催した際は、議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印します。定款変更や合併などの議決を行った場合、所轄庁や法務局へ申請等を行う場合に、議事録の謄本を添付する必要があります。

また、理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、「みなし総会決議」（当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。）とすることができます。

なお、みなし総会決議を行った場合でも、議事録を作成する必要があります。

(4) 理事会

理事会は、NPO法には設置が定められていませんが、NPO法人の事業や運営について定款に定めのない事項は、理事の過半数で決定することとされているため、多くのNPO法人が理事会を設置しています。

必ず総会において議決することが定められている事項以外について、理事会の議決事項として定款で定めることもできます。

5. 法人格を取得するメリットと義務

NPO法人になることで得られるメリットや、法人格取得に伴う義務を知る
現在の活動を行う上で、法人格が本当に必要かをよく話し合う

(1) 法人格を取得するメリット

① 法人名で契約や資産の所有・管理ができる

法人格を取得することで、法人名での契約等を行うことができます。

任意団体では、個人名義で行うため、個人と団体の資産の区別がつきにくかったり、契約者に負担がかかる場合があります。

(例)

- 銀行口座の開設、電話やインターネットの契約、事務所や駐車場の賃貸借契約
- 企業や行政との業務委託契約、職員との雇用契約、損害保険の契約

② 社会的信用が増すことが期待できる

活動や経理に関する書類がNPO法に基づき公開がされていること、契約の主体になれることなどから、一般的には、任意団体より信用度が増すものと思われます。

また、定款を定め、役員をおくなど、組織的な活動を行うことで、活動の継続性や信頼性が高まることが期待できます。

(2) 法人格を取得することで生じる義務、制約

① NPO法に基づいた法人運営・活動が義務付けられる

NPO法及びその他の法令並びに定款の定めに従って活動しなければなりません。
また、NPO法に基づき、活動や会計に関する情報の開示や、所轄庁への申請や届け出、事業報告書等の書類の提出が義務付けられます。

NPO法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

② 法人運営・活動に関係する法律等を守る必要がある

NPO法人の運営や活動を行うにあたり、関係する法律等を守る必要があります。

(例)

- 法人税等の申告・納税、源泉徴収などの税金に関すること
- 登記に関する手続き
- 職員を雇用した場合の労務管理
- 事業を行うために必要な許可や認可に関すること

(3) 認定（特例認定）NPO法人

認定（特例認定）NPO法人とは、NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動等について、一定の基準に適合したものを所轄庁が認定（特例認定）することにより、寄附者への税制優遇などのメリットが受けられる制度です。

【Memo】NPO法人と任意団体、一般社団法人の比較

項目	NPO法人	任意団体	一般社団法人
根拠となる法律	NPO法	なし	一般社団法人及び一般社団法人に関する法律
設立の手続き	所轄庁の認証後、法務局において登記	任意 登記することはできない	公証人役場での定款 認証後に登記して設立
会員等	<ul style="list-style-type: none"> ・社員10名以上 ・役員（理事3名以上、 監事1名以上） 	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・社員2人以上 ・役員 非営利型 …理事3人以上 その他 …理事1人以上
剰余金の分配	できない	任意	できない
残余財産の処分	国、地方公共団体、公益法人等に帰属	任意	社員に分配する旨の定款は不可
情報公開	定款、事業報告書等の公開が義務付けられている	任意	なし
預金口座の開設や融資を受ける	法人名義	個人名義	法人名義
人を雇用する	法人と雇用契約を行う	個人と雇用契約を行う	法人と雇用契約を行う

6. NPO法人の管理運営

(1) 定款

NPO法人の組織や運営について定めたものです。NPO法において、定款に必ず記載しなければいけない事項が定められています。(P23)

NPO法人は、NPO法やその他法令に従って運営するとともに、自ら定めた定款に従って運営する必要があります。

定款を変更するためには、総会の議決が必要です。また、変更する事項によっては、所轄庁において定款変更の認証が必要となります。(P86)

(2) 事業

定款により定めた目的を達成するために事業を行います。

NPO法に定められた「特定非営利活動に係る事業」のほか、その事業に支障のない範囲で、「その他の事業」(特定非営利活動以外の事業)を行うことができます。

「その他の事業」で得た利益は、「特定非営利活動に係る事業」のために使用しなければいけません。

また、「その他の事業」に関する会計は「特定非営利活動に係る事業」に係る会計から区分しなければなりません。

(3) 会計

NPO法人の会計処理は、NPO法第27条に定められた以下の原則に従って行う必要があります。

なお、この手引きに掲載している計算書類等の作成例等は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO法人会計基準」をベースとしたものです。

① 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。

正規の簿記の原則とは以下の3つをいいます。

- 経済活動のすべてが網羅的に記録されていること(網羅性)
- 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること(立証性)
- すべての会計記録が継続的・組織的に行われていること(秩序性)

② 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。

活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、閲覧対象の書類です。(P72)

③ 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(4) 情報公開

毎事業年度開始後3か月以内に、前事業年度にかかる事業報告書等の書類を作成し、すべての事務所へ備え置き、社員及び利害関係者の求めがあれば閲覧させる必要があります。

また、事業報告書等は所轄庁へ提出し、一般の閲覧に供されます。3年以上、事業報告書等の提出を行わないときは、所轄庁は設立の認証を取り消すことができます。

(NPO法第43条第2項、P104)

	閲覧を行う者	閲覧の対象となる書類
NPO法人	社員及び利害関係者	① 事業報告書 ② 活動計算書 ③ 貸借対照表 ④ 財産目録 ⑤ 年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）
所轄庁	一般 (P107)	⑥ 社員のうち10人以上の者の名簿 ⑦ (最新の)役員名簿 ⑧ 定款 ⑨ 認証・登記に関する書類の写し

(5) 所轄庁による監督

所轄庁は、法令違反等一定の場合に、NPO法人に対して、報告を求めたり、検査を実施し、また、場合によっては、改善措置を求めたり、設立認証を取り消すことができます。また、法に違反した場合には、罰則が適用されることがあります。

(P104)

7. NPO法人に関する主な税金

税金の制度を知り、申告手続きや納税をすることはNPO法人の義務

(1) 法人税（国税）

法人税率（H29年4月1日以降開始事業年度）

年間所得 800 万円以下 : 課税所得×15.0%

年間所得 800 万円超 : 800 万円を超える課税所得×23.4% ※

※平成30年4月1日以降開始事業年度については、23.2%

収益事業※の所得に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。収益事業を行っていない法人は課税されません。

また、収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

NPO法における事業の区分と、法人税法上の事業の区分は異なります。「特定非営利活動に係る事業」であっても、法人税法上は、「収益事業」とみなされることがあります。

法人税法に おける区分	NPO法に おける区分	<u>特定非営利活動に 係る事業</u>	<u>その他の事業</u>
	法人税法上の <u>収益事業</u>	【法人税課税対象】	【法人税課税対象】
	法人税法上の <u>収益事業以外の事業</u>	【法人税 非課税】	【法人税 非課税】

※法人税法上の「収益事業」に該当するか否か不明な場合は、税務署や、税理士・会計士などの専門家に確認することをおすすめします。

「収益事業」：法人税法において定められた、「販売業、製造業その他政令で定める事業」※で、継続して、事業場を設けて行われるもの

(法人税法第2条第13号)

※政令で定める事業（法人税法施行令第5条第1項）

- (1) 物品販売業 (2) 不動産販売業 (3) 金銭貸付業 (4) 物品貸付業
- (5) 不動産貸付業 (6) 製造業 (7) 通信業 (8) 運送業 (9) 倉庫業
- (10) 請負業 (11) 印刷業 (12) 出版業 (13) 写真業 (14) 席貸業
- (15) 旅館業 (16) 料理飲食業 (17) 周旋業 (18) 代理業 (19) 仲立業
- (20) 問屋業 (21) 鉱業 (22) 土石採取業 (23) 浴場業 (24) 理容業
- (25) 美容業 (26) 興行業 (27) 遊技所業 (28) 遊覧所業 (29) 医療保健業
- (30) 技芸・学力教授業 (31) 駐車場業 (32) 信用保証業
- (33) 無体財産権の提供業 (34) 労働者派遣業

(2) 法人県民税（県税）・法人市町村民税（市町村税）

① 均等割

島根県（市町村）に事務所等を有する法人について、一律に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H29年4月1日現在

法人県民税 : 21000 円（水と緑の森づくり税を含む）

法人市町村民税 : 50000 円～60000 円程度

課税免除（法人県民税）

*収益事業を行わない法人については、毎年4月30日までに申請した場合は、課税免除されます。

*収益事業を行う法人が、法人設立後3年以内の各事業年度において、黒字でない場合は、当該事業年度分について課税免除されます。

*法人市町村民税については、各市町村税務担当課へお問い合わせください。

②法人税割

法人税額に応じて課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H26年10月1日以降に開始する事業年度から

法人県民税 : 法人税額の3.2%※

法人市町村民税 : 法人税額の9.7%～12.1%

※法人税額が1000万円を超える場合は、税率が異なります

※H31年10月1日以降開始事業年度から税率が法人税額の1.0%になります。

(3) 法人事業税（県税）・地方法人特別税（国税）

① 法人事業税

収益事業の所得に課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。収益事業を行っていても赤字の場合には課税されませんが、申告手続きは必要です。

<税率> (A) H26年10月1日以降に開始する事業年度から (B) H31年10月1日以降開始事業年度から

年間所得 400 万円以下 : (A) 3.4% (B) 5.0%

年間所得 400 万円超～800 万円以下 : (A) 5.1% (B) 7.3%

年間所得 800 万円超 : (A) 6.7% (B) 9.6%

② 地方法人特別税

法人事業税の納税義務がある法人に対して課される税金です。法人事業税とあわせて期限内に申告を行い、納税します。

<税率> H26年10月1日以降に開始する事業年度から 基準法人所得割額 : 43.2%

※H31年10月1日以降開始事業年度から 廃止

(4) 消費税（国税）・地方消費税（県税）

国内で事業として行われる販売やサービスの提供、資産の貸付などの取引に対して課される税金です。期限内に申告を行い、納税します。

基準期間（2年前）における課税売上高が1000万円を超えると「課税事業者」となり、申告納税する必要があります。（H29年4月1日現在）

※詳しくは、税務署にお問い合わせください。

(5) 源泉所得税（国税）

人を雇って給与を支払ったり、講師に謝礼を支払ったりする場合には、支払者は支払金額に応じた所得税を差し引くことになっています。差し引いた所得税は、期限内に納付する必要があります。

※詳しくは、税務署にお問い合わせください。

(6) 不動産取得税（県税）・自動車取得税（県税）

不動産取得税は、土地や建物を取得したことに対して課される税金です。

課税免除（不動産取得税）

法人設立後3年以内に定款に定める事業の用に供するための不動産を無償で譲り受けた場合は、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税が課税免除されます。

自動車取得税は、自動車を取得したことに対して課される税金です。

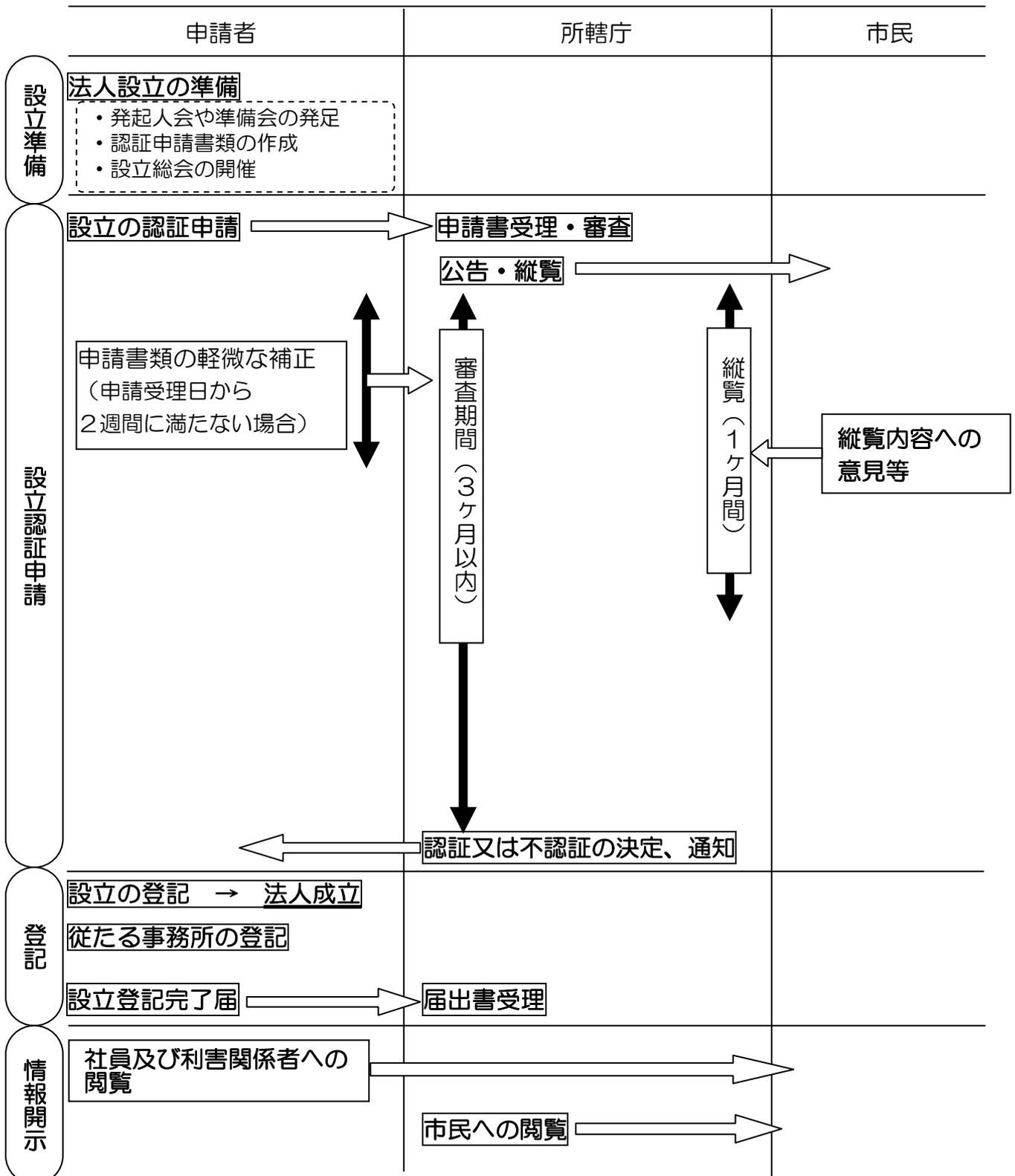
課税免除（自動車取得税）

法人設立後3年以内に定款で定める事業の用に供するための自動車を無償で譲り受けた場合は、当該自動車の取得に対して課する自動車取得税が課税免除されます。

2 NPO法人の設立

1. NPO法人設立までの流れ

NPO法人を設立するためには、所轄庁の認証を経て法務局で法人としての登記を行う必要があります。



(1) 法人設立の準備

所轄庁へ設立認証申請を行う前に、設立についての意思決定を行う設立総会を開催する必要があります。

- 設立総会を開催するまでに、発起人会や準備会などにより、法人の目的、事業計画及び予算、役員、会費などを具体的に検討します。
- 事業開始に必要な許認可や届出がないか確認をします。
- 設立総会では、定款、設立趣旨書、活動予算書など設立認証申請に必要な書類について議決します。
- 設立総会の議事録の謄本は設立認証申請を行う際に提出する必要があります。

(2) 所轄庁へ設立認証申請書を提出

設立認証申請書及び添付書類を所轄庁へ提出します。

(提出書類一覧P21、所轄庁一覧 裏表紙)

(3) 所轄庁による公告

公告とは、広く一般の人に知らせることをいいます。

所轄庁は認証申請書を受理したら、設立認証申請があった内容等について、広く一般に周知します。

(4) 所轄庁による公衆の縦覧

縦覧とは、書類などを誰でも閲覧できるようにすることをいいます。

所轄庁は、認証申請書を受理した日から1か月間、以下の書類について広く一般に公開し、意見等を求めます。

○縦覧する書類

- ・定款 ・役員名簿 ・設立趣旨書
- ・設立の初年度及び翌年度の事業計画書
- ・設立の初年度及び翌年度の活動予算書

(注) 縦覧期間中の書類の補正

申請書や添付書類の補正は、申請が受理された日から2週間に満たない場合、以下のいずれにも該当するものについて、補正書及び補正後の書類を所轄庁に提出して行うことができます。

- ・書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のもの
- ・客観的に明白な不備（誤記、誤字又は脱字等）であるもの

(5) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定

所轄庁は、縦覧期間終了後2か月以内に、NPO法の基準に基づき審査を行い、認証又は不認証の決定を行います。

認証をした際は、認証書を申請者に交付し、不認証の際は、不認証となった理由を明示した書面で申請者に通知します。

不認証となった場合、再申請はすぐに行うことができますが、改めて申請書を提出し、その内容について公告・縦覧が行われることとなります。不認証について異議がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく処分取消しの訴えをすることができます。

(6) 法務局において設立の登記

登記が完了して初めてNPO法人として成立することとなります。

認証書が到着した日から2週間以内に、所轄の法務局において設立の登記を行います。（設立の登記に必要な登録免許税は非課税）

所轄庁に提出するために登記事項証明書の交付を受けます。（手数料 600 円※／通）

※1 通の枚数が50枚を超えるものについては、
600 円にその超える枚数50枚までごとに 100 円を加算した額

◆登記する事項

①目的及び業務 ②名称 ③事務所の所在場所 ④代表権を有する者の氏名、住所及び資格 ⑤存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由 ⑥代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め ⑦資産の総額

◆登記申請書の具体的な記載事項

①申請人の氏名及び住所 ②代理人によって申請するときは、その氏名及び住所 ③登記の事由 ④登記すべき事項 ⑤所轄庁の認証書の到達した年月日 ⑥申請年月日 ⑦登記所の表示(〇〇法務局等)

なお、設立認証後6か月以内に登記しない場合は、認証を取り消す場合があります。

(7) 所轄庁へ設立登記完了届出書を提出

設立の登記が完了したら、所轄庁へ設立登記完了届出書を提出します。

【Memo】 いつからNPO法人として活動することができますか？

法務局で設立登記を行うことでNPO法人として成立します。

（所轄庁から認証を受けただけではNPO法人として活動することはできません。）

NPO法人でないものがNPO法人を名乗ることは、NPO法（第4条）に違反することになりますので、認証申請中や登記未了の状態ではNPO法人と名乗ることはできません。

2. 設立認証申請及び設立登記完了届出に必要な書類

◇設立認証申請時に所轄庁へ提出する書類

	書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照ページ
1	設立認証申請書（島根県規則様式）	1	—	P22①
2	定款	2	○	P23②
3	役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	○	P44③
4	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1	—	P45④
5	役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等） ※住民基本台帳での確認を希望した場合、住民票の写しを省略できる場合があります。取り扱いが所轄庁により異なりますので、所轄庁にお問い合わせ下さい。	1	—	P46⑤
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1	—	P47⑥
7	確認書	1	—	P48⑦
8	設立趣旨書	2	○	P49⑧
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー)	1	—	P50⑨
10	設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	○	P52⑩
11	設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	○	P53⑪

〈上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類〉

	書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照ページ
12	補正書	2	○	P55⑫
13	補正後の書類	※	※	—

※提出部数や縦覧の扱いは設立認証申請時に提出した書類の扱いに準じる

◇法人設立登記完了後に所轄庁へ提出する書類

	書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照ページ
14	設立登記完了届出書（島根県規則様式）	1	—	P56⑬
15	登記事項証明書（登記簿謄本。法務局で取得） ※原本1部とは別に、コピー1部添付	1※	○	—
16	設立の時の財産目録	2	○	P57

① 設立認証申請書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。
NPO法第10条に定められた書類を添付する必要があります。

(作成例)

様式第1号(第2条関係)

島根県知事 ○○○○ 様

申請者 郵便番号
住所又は居所
氏名
電話番号

実際に書類を提出する日
郵送の場合は、郵送する日

年 月 日

申請者が個人の場合、住所氏名を
住民票どおりに記載。認め印可

印

特定非営利活動法人設立認証申請書

特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法施行条例
第2条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人○○○○○

2 代表者の氏名
△△△△

3 主たる事務所の所在地
島根県××市××町○○番○○号

4 その他の事務所の所在地
広島県××市××町○○番○○号

5 定款に記載された目的
この法人は、.....
.....を目的とする。

定款に記載されている法人の名称
と一致していますか？

設立総会で選出された代表者の氏
名を記載していますか？

定款では「～××市」までの記載で
あっても、町名番地まで記載

従たる事務所を置かない場合は
「なし」と記載

定款に記載されている条文の内容
と一致していますか？

② 定款

定款は、NPO法人が活動、運営していくうえで必要不可欠なものです。

次ページ以降に示した定款例を参考に法人の活動や運営に応じて、条文を取捨選択し、又は必要な条文を付け加えるなど、しっかり検討することが必要です。

＜定款を作成するに当たっての確認事項＞

○NPO法に従った内容であるか

○内容に誤り、矛盾がないか（誤字脱字、条文等の引用など）

○NPO法第11条で定められた事項（絶対的記載事項）がすべて記載されているか

NPO法第11条に定められた定款の絶対的記載事項	定款例における 条文
① 目的	第3条
② 名称	第1条
③ その行う特定非営利活動の種類及び 当該特定非営利活動に係る事業の種類	第4条 第5条
④ 主たる事務所及びその他の事務所の所在地	第2条
⑤ 社員の資格の得喪に関する事項	第7条 第9～11条
⑥ 役員に関する事項	第13～19条
⑦ 会議に関する事項	第20～35条
⑧ 資産に関する事項	第36、37条
⑨ 会計に関する事項	第38～42条 第44条
⑩ 事業年度	第43条
⑪ その他の事業を行う場合には、その種類 その他当該その他の事業に関する事項	第5条 第36、38条
⑫ 解散に関する事項	第46条、47条
⑬ 定款の変更に関する事項	第45条
⑭ 公告の方法	第49条
⑮ 設立当初の役員	附則第2条

(定款例)

各条文についての注釈を [] 内に記載しています。
条文に複数パターンの記載例がある場合、 [] 内で示しています。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇という。

★法人の名称は「NPO法人〇〇〇〇〇」とすることもできます。

★法人名称として登記に使用できる符号は以下のとおりです。

- | |
|---|
| ①ローマ字（大文字及び小文字）、②アラビア数字
③「&」（アンパサンド） 「'」（アポストロフィー） 「,」（コンマ）
「-」（ハイフン） 「.」（ピリオド） 「•」（中点） |
|---|

※③は、字句（日本文字を含む。）を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。

※ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白（スペース）を用いることもできます。

★既存のNPO法人と名称及び主たる事務所の所在地を同一とする内容の設立の登記は、することができません。同一の内容がないかは所轄の法務局でご確認ください。

★他の法令等で、使用が禁止されている名称は使用できません。

（例：社会福祉法人××NPO、NPO法人△△病院、NPO法人〇〇銀行など）

★国又は地方公共団体の機関等と誤認されるような名称は適当ではありません。

（例：NPO法人〇〇厚生労働省、NPO島根県〇〇課など）

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を島根県××市××町00番00号に置く。

★事務所を複数設置する場合は、主たる事務所と従たる事務所を明確に区分したうえですべての事務所の所在地を記載する必要があります。

★事務所の表示は、最小行政区画（市町村）まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともできますが、設立認証申請書や登記の際には地番まで明示する必要があります。

従たる事務所を置く場合は、この条文の次に以下のように記載します。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を広島県××市××町00番00号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、[①]に対して、[②]に関する事業を行い、[③]に寄与することを目的とする。

★特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにする必要があります。

例えば、目的には、① 受益対象者の範囲、② 主要な事業、③ 法人の事業活動が社会にもたらす効果（どのような意味で社会の利益につながるのか）や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

★NPO法第2条別表に掲げる20分野の活動のうち、第3条の目的や第5条の事業内容に合致するものを別表の表現のとおり記載します。

★複数の分野に該当する場合は、そのすべてを記載します。

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) ○○○○○事業
- (2) ○○○○○事業
- (3) …

★実際に行うことを予定している事業の内容を簡潔に分かりやすく記載します。この際、第3条及び第4条との整合性に留意する必要があります。

特定非営利活動に係る事業において、付随的な事業を行う場合には、以下（例）のような事業名を記載します。

- (4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

「その他の事業」を行う場合は、特定非営利活動に係る事業と区別して記載します。

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① ○○○○○事業
 - ② ○○○○○事業
- (2) その他の事業
 - ① △△△△△事業
 - ② △△△△△事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の【 】種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

★会員は、個人※、法人又は権利能力なき社団のいずれかであっても差し支えありません。
(※個人とはこの場合、民法に定めた「自然人」をいいます。)

★賛助会員等、正会員以外の会員の種類を定款で定める場合は、正会員と区別して記載します。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

★第6条において、正会員以外の会員について定める場合には、正会員と区別して記載します。

※正会員の入会についての条件を定める場合の記載例

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) …
- (2) …
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

★入会金や会費の金額は、不当に高額で、一般の人々を排除するようなものであってはなりません。

★入会金及び会費の額は、定款又はそれに準ずる規約等で明示することが望まれます。

★入会金及び会費の額は、理事会の議決事項とすることもできます。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して【 】年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

★除名を資格喪失の条件とする場合は、除名に関する規定を置きます。→第11条

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

★除名は、法人の一方的意思によって会員たる資格を失わせるものですので、会員にとっても、法人の運営上も特に重要な事項であるので普通議決の例外として、議決要件を厳しくしておくことが適当です。

★第1号及び第2号に該当するかどうか客観的にとらえがたいので、除名されようとするものに弁明の機会を与える必要があります。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事【 】人
- (2) 監事【 】人

2 理事のうち、1人を理事長、【 】人を副理事長とする。

★理事は必ず3人以上とします。「〇人以上〇人以下」とすることもできます。

★監事は必ず1人以上とします。「〇人以上〇人以下」とすることもできます。

★役員には個人のみが就くことができます。法人や任意団体は役員になれません。

★法人の適正な運営に資するため、2人以上の監事を置くことが望まれます。

★役員の職名は、法人において自由につけることができます。

(例 理事長、代表理事、専務理事 など)

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

★理事の資格を会員に限定することは適当でないといわれていますが、法人の性格上、どうしても役員の資格を制限したいときは、「会員又は会員たる法人の代表者のうちから」等の表現を入れることが望まれます。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

※理事長以外にも代表権を有する理事がいる場合の記載例

記載例①

第15条 理事全員は、この法人を代表する。

~~2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。~~

記載例②

第15条 理事長及び常務理事は、この法人を代表する。

~~2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。~~

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、(理事長があらかじめ指名した順序によって、)その職務を代行する。

★副理事長が1名の場合は_____の記載は不要です。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は、【 】年とする。ただし、再任を妨げない。

★2年以内としてください。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

★定款で役員を総会で選任することとしている場合にあつては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまで、任期を伸長することができます。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第44条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) 会員の除名
- (10) その他運営に関する重要事項

★必ず総会の議決事項とする必要があります。

★法人の事務のうち、理事会や役員に委任したもの以外はすべて総会の議決事項となります。

★NPO法において総会の議決事項として定められている事項(定款の変更、解散、合併)以外の事項は理事会の議決事項とすることができます。

★理事会の議決事項(第31条)と整合性を取ることが必要です。

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度【 】回開催する。

★少なくとも毎年1回は開催する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

★NPO法では5分の1とされており、定款によって増減することができますが、この数を増やすことにより、召集の請求の権利を行使することが、不可能となるものであるならば、請求権の否定につながるものであり、認められないこととなります。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

- ★理事長が総会を招集しないときは、監事、特別代理人等が総会を招集することができます。
- ★5日前とは、5日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。従って、郵送日数など考えて適当な期間を定めておくことが望ましいでしょう。
- ★招集の方法は「書面又は電子メールにより」などと定款で定めることも可能です。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

- ★「総会の議長は、理事長がこれにあたる。」と規定する方法もあります。
- ★定款上正会員でない者が理事長になることがありうる場合は、「必ず議長は正会員のうちから選任する」というような規定をしなければなりません。議長の行為は、議事運営に大きな影響を与えますので、特に総会にあっては、会議規程を定め、その職務執行の方法などを明らかにしておくことが望ましいでしょう。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の【 】分の【 】以上の出席がなければ開会することができない。

- ★NPO法では特に定足数の定めはありませんが、定款変更を行う際の定足数は、定款に特に定めのない限り社員総数の2分の1以上とされています。

(議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ★正会員の表決権は、1人1票を原則とします。
「可否同数のときは、議長の決するところによる」とは、議長は、構成員としての議決権を行使するほかに、議長としての議決権も行使することができるという意味です。

※みなし総会決議の規定を置く場合は、次項に下記のように記載します。

- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第45条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

- ★総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですので、書面表決又は代理人による表決を禁止する旨の規定を置くことも可能です。
- ★代理人については、他の会員に限ると規定することも、会員以外の者でもよい旨規定することも可能です。
- ★書面による表決に代えて、電子メールなどの電磁的方法による表決ができる旨の規定を置くことも可能です。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印(記名、押印でも構いません)しなければならない。

- ★署名の場合は、氏名を本人が自筆する必要があります。
- ★記名の場合は、活字で表記することも可能です。

※みなし総会決議の規定を置く場合は、次項に下記のように記載します。

- 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- ★理事会については、必ずしも置くことを要しませんが、理事が数人ある場合には、定款に別段の定めのないときは、法人の事務は理事の過半数で決することとされていますので、法人の事務の決定のため、理事会を設けることが望ましいです。
- ★理事会の開催に当たり必要な事項は、規則、規程等において明らかにし、紛争の生じないようにしておくことが望ましいです。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

★総会の議決事項（第 22 条）と整合性を取ることが必要です。

★予算については、法律上の作成義務はありませんが、事業計画を金額面から捕捉するために必要ですので、理事会の権能としておくのが望ましいです。

(開催)

第 32 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【 】分の【 】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

★NPO法において特に定めはありません。法人の理事の人数によって適切な数を設定します。

- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 32 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【 】日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の【 】日前までに通知しなければならない。

★招集の方法は「書面又は電子メールにより」などと定款で定めることも可能です。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

第 35 条 理事会には、第 26 条から第 29 条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

★理事会の定足数等の規定について、総会の規定を準用する場合は上記のように記載することで、個別に条文を記載する必要がなくなります。

※総会の規定を準用しない場合、下記のとおり規定します。

(議決)

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第2項及び第 37 条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印(記名、押印でも構いません)しなければならない。※総会の議事録(第 29 条)と同じ扱いです。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 36 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

※「その他の事業」を行う場合は、次条に次のように規定します。

なお、特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は、規定する必要はありません。

(資産の区分)

第 37 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 38 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 39 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 40 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 41 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年【 】月【 】日に始まり翌年【 】月【 】日に終わる。

(臨機の措置)

第 44 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

※ある程度規模の大きい法人であって、事務局を備える場合は次条に次のように規定します。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の職員は理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 45 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

★NPO法第 25 条では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 46 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

★NPO法第 31 条の2では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 47 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうち、【 】に譲渡するものとする。

※解散総会において帰属先を選定する場合は、次のように規定します。
第 47 条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第3項に掲げる者のうちから、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 48 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

★NPO法第34条では、定款に特に定めのない限り4分の3以上の議決とされています。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

★貸借対照表の公告等について、官報を除く方法を選択した場合は、追記が必要です。
(法第28条の2関係)

追記例 「ただし、法第 28 条の2第1項に規定する貸借対照表及び法第 35 条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、〇〇〇に掲載して行う。」 → P39

★なお、解散にかかる債権の申し出の公告(法第31条の10第1項及び同条4項)及び破産手続き開始申し出の公告(法第31条の12第1項及び同条4項)については、官報での公告が必要です。 → P41

第 10 章 雑則

(細則)

第 50 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

★附則は、法人として成立時点（設立当初）で決まっていなければならない事項を定めたものです。従って、法人成立後に定款変更を行う場合であっても、すでに附則に記載されている内容の変更や削除は行いません。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 ○ ○ ○ ○

副理事長 ○ ○ ○ ○

理事 ○ ○ ○ ○

監事 ○ ○ ○ ○

同 ○ ○ ○ ○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第1項の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

- ★役員の任期満了日と事業年度終了日を同じ日に設定すると、事業年度終了とともに役員不在となってしまいますので、役員の任期を、2年以内で事業終了日より2～3ヶ月ずらして、その間に総会等で新たな役員を選任すると良いでしょう。
- ★第16条で役員任期満了日後の最初の総会まで前任役員の任期を伸ばす規定を定めた場合は、役員任期と事業年度終了日を同じ日にすることも可能です。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、成立の日から【 】年【 】月【 】日までとする。

- ★設立当初の事業年度は、法人成立の日が事業年度の始期に一致するとは限りませんが、定款規定の事業年度を超える期間となっても差し支えありません。
- ★ただし、成立の日から2年を超えることはできません。
- ★これは、認証の申請期日によっては、事業年度の始期の前に法人が成立するか、後に成立するかが微妙なタイミングとなる場合があることと、また、認証期日が事業年度の終期の直前である場合、極めて短い期間の事業計画書となり、これでは事業の実施計画を十分に説明しきれないと考えられるからです。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員入会金 ○○○円
正会員会費 □□□円(1年間分)
- (2) 賛助会員入会金 △△△円
賛助会員会費 ***円(1年間分)

参考：【法人成立後定款を変更する場合の附則の記載例】

★次のように定款変更の度に附則を追加し、定款変更の履歴を定款本体で管理するのが望ましいでしょう。

届出で済む定款変更の場合

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日(平成○○年○○月○○日)から施行する。

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日(平成○○年○○月○○日)から施行する。

認証が必要な定款変更の場合

【 「公告の方法」 について 】

〈1〉 貸借対照表の公告

○平成 28 年 6 月 7 日に公布された改正法により、毎年度、貸借対照表の公告が必要になり、資産総額の変更登記が不要となります。

○貸借対照表の公告については、定款で定める必要があります。

※施行日は、公布の日から起算して 2 年 6 月を超えない範囲内で政令で定める日となっており、ここでは平成 30 年(2018 年)10 月 1 日を仮定の施行日とします。

※資産総額の変更登記は、組合等登記令の当該条項が改正されるまでは必要です。

法改正の詳細については、別冊の「法改正のご案内」をご覧ください。

〈2〉 貸借対照表の公告の方法

公告の方法は、次の 4 つから選択してください。

① 官報 [法第 28 条の 2 第 1 項第 1 号]

- ・ 1 度の掲載でよい
- ・ 要旨 (※) を公告することで足りる [法第 28 条の 2 第 2 項]
- ・ 有料

② 日刊新聞紙等 [法第 28 条の 2 第 1 項第 2 号] ・ 1 度の掲載でよい

- ・ 要旨 (※) を公告することで足りる [法第 28 条の 2 第 2 項]
- ・ 有料

③ 電子公告 (法人のホームページ等のインターネット上のウェブサイト)

[法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、内閣府令で定める法規第 3 条の 2 項第 1 項]

- ・ 約 5 年間継続で掲載 [法第 28 条の 2 第 4 項] → P 4 2

④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示 (主たる事務所の掲示場や入り口付近など) [法第 28 条の 2 第 1 項第 4 号、内閣府令で定める法規第 3 条の 2 第 2 項]

- ・ 公告の開始後 1 年間 [内閣府令で定める法規第 3 条の 2 第 3 項]

※要旨とは、掲載金額の単位については「千円」とするなど、適切な単位をもって公告するものをいいます。掲載科目の範囲については、各法人の事業活動の内容、規模、財務状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告するものをいいます。

〈3〉「公告の方法」の条項の定款例

公告の方法についての定款例です。貸借対照表の公告の方法は4つあります。どの方法を選択するかによって定款への記載が変わりますので、参考にしてください。

（公告の方法）第〇条

貸借対照表の 公告方法※	記 載 例
① 官報	この法人の公告は、官報に掲載して行う。
② 日刊新聞紙	この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。
③ 電子公告	<p>【記載例1：法人のホームページを選択する場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</p>
	<p>【記載例2：法人のホームページを選択し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定める場合】</p> <p>この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。</p>
④ 法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所	この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告及び法第35条第2項に規定する合併の認証後の異議の申し出の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

※公告の義務はあるが官報での公告は義務づけられていない「合併の認証後の異議の申し出」の公告も同様

◇ 公告の義務

次の4つについて公告の義務があります。このうち、①と②については、官報での公告が義務づけられています。

- ① 散にかかる債権の申出の公告 [法第31条の10第1項及び同条第4項]
- ② 破産手続き開始申立の公告 [法第31条の12第1項及び同条4項]
- ③ 合併の認証後の異議の申し出の公告 [法第35条第2項]
- ④ 貸借対照表の公告 [法第28条の2関係]。



◇ 複数の手段を選択する場合

複数の手段を選択することは可能ですが、下線部を「又は」とするような選択的に方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定できないので、相応しくありません。

【記載例】

- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行うとともに、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。
- × ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載又はこの法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

◇ 電子公告 その1

電子公告の方法を選択する場合は、「この法人のホームページに掲載する」など具体的に記載してください。なお、URLまで定款に記載する必要はありません。

電子公告については、『貸借対照表の公告の方法～電子公告について～』を参照してください。

◇ 電子公告 その2

事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報又は日刊新聞紙のいずれかを定めることができますが、掲示場は定めることができません。[法第28条の2第3項]

貸借対照表は、毎年度、NPO法人が所轄庁に提出しており、所轄庁により内閣府ポータルサイトに掲示されていますが、これとは別に、法人自らが貸借対照表の公告を行う必要があります。

〈4〉 電子公告について

電子公告とは

◇電子公告とは、インターネット上のウェブサイトにも公告事項を掲載することを言います。

◇当該ウェブサイトは、NPO法人自身が管理運営するものでもよいし、第三者が管理運営するものであって当該NPO法人が直接掲載するものや第三者に委託して掲載するものであってもかまいません。

掲載については

◇掲載については「不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く」[法第28条の2第1項第3号] が必要ですので、判断に当たっては、例えば無料で、かつ事前にパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態にあるか、法定公告期間中継続して掲載することが可能か、などを踏まえる必要があります。

◇SNSをはじめインターネットを利用して情報発信できるサービスが増えていますが、提供されるサービスの内容や利用規約はそれぞれ異なっています。電子公告にあたっては、個々のサービスごとにその内容等を踏まえて掲載場所としてふさわしいかどうかを判断してください。

◇例えば、あるNPO法人がLINEのトークに貸借対照表を投稿した場合、他の人がその貸借対照表を閲覧するには、サービスを利用するために登録行為をしなければなりません。これは、「事前に登録したパスワード等を入力することなしに閲覧できる状態」とは言えませんので、LINEは電子公告の方法としてふさわしくないと考えられます。

P O I N T

不特定多数の人が見ることができ、かつ、見つけやすいこと

[法第 28 条の 2 第 1 項第 3 号、内閣府令による法規則第 3 条の 2 第 2 項]

- ファイル名は「平成〇〇年度貸借対照表」といったわかりやすい名称にする。
- 見つけやすい場所に掲載する。
- × 閲覧にあたってパスワードが必要
- × 閲覧にあたって登録が必要

5年間、継続して公告すること [法第 28 条の 2 第 4 項]

電子公告は、貸借対照表の作成の日から起算して 5 年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して公告しなければなりません。

例えば、4～3 月を事業年度とする法人が、平成 30 年（2018 年）度の貸借対照表を平成 31 年（2019 年）6 月 1 日に作成した場合、平成 37 年（2015 年）3 月 31 日まで継続して公告する必要があります。

【 公告が中断された場合 】 [法第 28 条の 2 第 5 項]

公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、公告効力に影響を及ぼしません。

- 中断が生じることにつき法人に善意かつ重大な過失がない又は
正当な理由があること
- 中断時間の合計が公告期間の 10 分の 1 を超えないこと
- 法人が中断を知った後、速やかにその旨等を追加で公告すること

③ 役員名簿

役員（理事・監事）の名簿を作成します。

（作成例）

役員名簿			
定款の附則に定めた設立当初の役員と一致していますか？			
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇			
役名	氏名	住所又は居所	役員報酬の有無
理事 (理事長)	〇 〇 〇 〇	島根県松江市殿町1番地	有
理事	〇 〇 〇 〇	島根県出雲市〇〇町〇〇番地	無
監事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無
監事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無

理事、監事の別がわかるように記載します。
他の役職のある理事は、役職名をカッコ書きします。

住民票の記載と一致していますか？

理事と監事が兼務となっていませんか？
法人の職員と監事が兼務となっていませんか？

報酬を受ける役員は役員総数の3分の1以内ですか？

役員欠格事由については、P7をご参照ください

チェック!

特定非営利活動法人が、私物化されるのを防ぐため、「役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。」と規定されています。

役員総数が4人又は5人の場合

→配偶者若しくは3親等以内の親族ペアがあってははいけません

役員総数が6人の場合

→配偶者若しくは3親等以内の親族ペアが3組あってもよい

→3人組以上の親族（夫婦と子供等）がいてはいけません

④ 就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）

就任承諾及び誓約書は、役員（理事・監事）が記載し、法人に提出する書類です。
 原本は法人において保管し、所轄庁へは謄本（コピー）を提出します。

（作成例）

平成 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 御中

就任承諾及び誓約書

住所又は居所
氏 名

(印)

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇の（ ）に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

設立総会開催日か、それ以降の就任を承諾した日を記載します。

住民票の記載と一致していますか？

「理事」「監事」のいずれかを記載します

記名又は署名どちらでも構いません。認め印可。

役員総数が4名または5名の場合に、配偶者若しくは三親等以内の親族ペアが存在していませんか？

チェック！

「NPO法第20条各号」とは以下のものをいいます。

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ④ 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・ 刑法第204条(傷害)、第206条(傷害及び傷害致死の現場助勢)、第208条(暴行)、第222条(脅迫)、第247条(背任)の罪を犯した場合
 - ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- ⑤ 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑥ 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

⑤ 役員の住所又は居所を証する書面

役員名簿や就任承諾及び誓約書に記載された、役員の住所及び氏名が正しいかを確認する書類です。

(1) 住民基本台帳法の適用を受ける方

市町村から交付された住民票の写し（原本）

※本籍の表示は不要です。

※役員本人のみのものを提出します。（世帯全員のもの不要です）

※申請日の前6か月以内に作成されたものを提出する必要があります。

但し、所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、住民票の写し（原本）を省略できる場合があります。この適用の有無は、所轄庁によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

※所轄庁による住民基本台帳での確認については、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意志表示が必要です。

※所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合（住民票の写し（原本）を省略する場合は、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。

(2) 上記以外の方の提出書類

役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

※日本国内に住所又は居所を有しない方については、各国政府が発給する住所を証明する書面などを提出します。

※書面が外国語で作成されている場合は、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付する必要があります。

⑥ 社員のうち10人以上の名簿

認証の要件である、社員10名以上を有しているかを確認します。

必ずしも社員全員を記載する必要はありません。最低限10名が記載してあればよいです。

(作成例)

社員のうち10人以上の者の名簿	
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇	
氏 名	住 所 又 は 居 所
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号 島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社 □□□□ 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

役員を記載する場合は役員名簿の氏名、住所と一致していますか？

団体会員を記載する場合は、氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」住所欄に事務所所在地を記載します

⑦ 確認書

認証の要件である、以下に該当しているかを、設立総会において確認する書類です。
(NPO法第2条第2項第2号)

○宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと

○特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とするものでないこと

(NPO法第12条第1項第3号)

○暴力団又は暴力団若しくはその構成員若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと

※これらの疑いがある場合は、所轄庁は警察庁長官または警察本部長に意見聴取を行うことができます。

(作成例)

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、平成〇年〇月〇日に開催された設立総会において確認しました。

平成 年 月 日

設立総会開催日又は
それ以降の書類作成日を記載
します。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

設立（代表）者

住所又は居所

氏 名

(印)

設立代表者の氏名、住所は住民票と
一致していますか？
認め印可。

⑧ 設立趣旨書

法人設立の目的や設立の経緯、今後の活動方針について記載します。
任意団体からNPO法人となる場合は、任意団体時の活動経緯についても記載します。

(作成例)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

特に決まった書き方はありませんが、法人の活動内容や、取り組む目標（決意）について一言で表した後に、以下のようなポイントを押さえて記載することをお勧めします。

記載のポイント（例）

- ① 活動に取り組むきっかけとなった現状や課題、社会的背景など
- ② ①についての問題提起、
- ③ ②がどのようになれば望ましいと考えているか
- ④ 任意団体としての活動実績
- ⑤ ②や③に対して、今後どのように取り組もうと考えているか
- ⑥ 法人格が必要となった理由（決意）

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇は
に関するのために***に取り組みます

活動のきっかけ
取り組む課題
これまでの活動実績

2 申請に至るまでの経過

経緯を時系列に記載すると、わかりやすいです。

- 〇年〇月〇日 任意団体〇〇〇を設立
- 〇年〇月〇日 特定非営利活動法人設立のための勉強会開催
- 〇年〇月〇日 発起人会開催
- 〇年〇月〇日 設立総会開催

平成 年 月 日

設立総会開催日又はそれ以降の書類作成日を記載します。

設立代表者の氏名、住所は住民票と一致していますか？
記名又は署名のどちらでも構いません。認め印可。

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
設立（代表）者
住所又は居所
氏 名 (印)

⑨ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）

設立についての意思の決定を証する議事録とは、設立総会の議事録をいいます。
法人設立の意思の確認や、定款等の提出書類について意思決定がされていることを確認します。

原本は法人において保管し、所轄庁へは謄本（コピー）を提出します。

（作成例）

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇設立総会議事録

- 1 開催の日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から午後〇〇時〇〇分まで
- 2 開催の場所 島根県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇センター〇〇会議室
- 3 出席者数 名（うち表決委任者 名、書面表決者 名）
- 4 議 事
 - (1) 議長選任の件
司会より、〇〇〇〇氏を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。
 - (2) 議事録署名人選任の件
議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、〇〇〇〇氏及び△△△△氏を選任することを全員異議なく承認した。
 - (3) 第1号議案 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇設立の件
議長より設立趣旨書を配布し、この趣旨をもとに特定非営利活動法人〇〇〇〇〇を設立したい旨諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。
第2号議案 確認書の確認の件
議長から、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び第12条第1項第3号に該当することについて、満場一致で確認した。
第3号議案 定款に関する件
議長より定款案を配布し、審議したところ、全員異議なくこれを承認した。
第4号議案 設立当初の資産に関する件
議長より設立当初の財産目録案を配布し、全員異議なくこれを承認した。
第5号議案 設立当初の入会金及び会費に関する件
議長より設立当初の入会金及び会費について諮り、審議の結果、入会金を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円、年会費を正会員〇〇〇円、賛助会員〇〇〇円（1口以上）とすることで全員異議なくこれを承認した。
第6号議案 事業計画及び予算に関する件
議長より平成〇〇年度及び平成△△年度の事業計画書及び活動予算書を配布し、詳細に審議したところ、全員異議なくこれを承認した。

第7号議案 設立当初の役員に関する件

議長より設立当初の役員の人選について諮り、審議の結果、理事に〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、監事に〇〇〇〇氏、とすることを全員異議なくこれを承認した。また、理事のうち理事長に〇〇〇〇氏、副理事長に〇〇〇〇氏とすることについても、全員異議なく承認した。

役員名簿、定款に定めた設立当初の役員と氏名が一致していますか？

第8号議案 設立代表者選任に関する件

議長より設立代表者の人選について諮り、審議の結果、〇〇〇〇氏を設立代表者とすることで全員異議なくこれを承認した。

第9号議案 設立認証申請に伴う申請書類等の字句の修正等に関する件

議長が、設立認証の申請書類の提出に当たり、申請書類の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、設立代表者に一任してよいかどうか諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人次に署名、押印（又は記名、押印）する。

平成 年 月 日

議長	〇〇	〇〇	(印)
議事録署名人	△△	△△	(印)
議事録署名人	□□	□□	(印)

認め印可

⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

年度内に行う事業の方針や目的、事業の内容について記載します。
 設立当初の事業年度と翌事業年度はそれぞれ別葉で作成します。

(作成例)

平成〇〇年度事業計画書

成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

1 事業実施の方針

翌事業年度は別葉で作成します。
 期間は
 「平成〇〇年〇〇月〇〇日から
 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載します

2 事業の実施に関する事項

その他の事業を行う場合、以下の表は「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に分けて記載します。
 定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、設立当初の事業年度及び翌事業年度に実施予定がなくても「予定なし」の旨を記載します。

事業名	事業内容	実施予定の日時、場所、従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (単位：千円)

定款に記載されたどの事業に該当するのかわかるように記載するとよいです

活動予算書において計上した金額を記載します

⑪ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書

年度内に行う予定の事業の収益と費用の予算について記載します。
 設立当初の事業年度と翌事業年度はそれぞれ別葉で作成します。

(作成例 1 ※その他の事業を行わない場合)

平成〇〇年度 活動予算書
 成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費①	①	A:①+②	
賛助会員受取会費②	②		
2. 受取寄附金③		B:③	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金④	④	C:④+⑤	
受取地方公共団体助成金⑤	⑤		
4. 事業収益			
自主事業収益⑥	⑥	D:⑥+⑦	
受託事業収益⑦	⑦		
5. その他収益			
受取利息⑧	⑧	E:⑧+⑨	
雑収益⑨	⑨		
経常収益計 A			A :A+B+C+D+E
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当⑩	⑩	G:⑩~⑮	
臨時雇賃金⑪	⑪		
法定福利費⑫	⑫		
人件費計	⑩~⑫		
(2) その他経費			
旅費交通費⑬	⑬	G:⑩~⑮	
通信運搬費⑭	⑭		
印刷製本費⑮	⑮		
その他経費計	⑬~⑮		
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯	⑯	H:⑯~⑳	
役員報酬⑰	⑰		
法定福利費⑱	⑱		
人件費計	⑯~⑱		
(2) その他経費			
旅費交通費⑲	⑲	H:⑯~⑳	
通信運搬費⑳	⑳		
印刷製本費㉑	㉑		
その他経費計	⑲~㉑		
管理費計			
経常費用計 B			B :G+H
当期正味財産増減額			A - B
設立時正味財産額			C
次期繰越正味財産額			A - B + C

経常費用は「事業費」と「管理費」に分けます。
 「事業費」「管理費」それぞれを「人件費」と「その他経費」に分けます。
 「人件費」「その他経費」それぞれに科目ごとに費用を計上します。
 科目はP69を参考にしてください。

翌事業年度は「前期正味財産額」と記載

翌事業年度の「前期正味財産額」

(作成例2 ※その他の事業を行う場合)

平成〇〇年度 活動予算書
 成立の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 (単位:円)

科 目	特定非営利活動にかかる事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費①	①		①
賛助会員受取会費②	②		②
2. 受取寄附金③	③		③
3. 受取助成金等			
受取民間助成金④	④		④
受取地方公共団体助成金⑤	⑤		⑤
4. 事業収益			
自主事業収益⑥	⑥	⑥	⑥
受託事業収益⑦	⑦	⑦	⑦
5. その他収益			
受取利息⑧	⑧	⑧	⑧
雑収益⑨	⑨	⑨	⑨
経常収益計 A	A: ①～⑨	A: ⑥～⑨	A: ①～⑨
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当⑩	⑩	⑩	⑩
臨時雇賃金⑪	⑪	⑪	⑪
法定福利費⑫	⑫	⑫	⑫
人件費計	⑩～⑫	⑩～⑫	⑩～⑫
(2) その他経費			
旅費交通費⑬	⑬	⑬	⑬
通信運搬費⑭	⑭	⑭	⑭
印刷製本費⑮	⑮	⑮	⑮
その他経費計	⑬～⑮	⑬～⑮	⑬～⑮
事業費計	⑩～⑮	⑩～⑮	⑩～⑮
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯	⑯		⑯
役員報酬⑰	⑰		⑰
法定福利費⑱	⑱		⑱
人件費計	⑯～⑱		⑯～⑱
(2) その他経費			
旅費交通費⑲	⑲		⑲
通信運搬費⑳	⑳		⑳
印刷製本費㉑	㉑		㉑
その他経費計	⑲～㉑		⑲～㉑
管理費計	⑯～㉑		⑯～㉑
経常費用計 B	B: ⑩～㉑	B: ⑩～⑮	B: ⑩～㉑
当期計上増減額	A - B	C: A - B	A - B
経理区分振替額	C	Δ C	
当期正味財産増減額	A - B + C	0	A - B + C
設立時正味財産額	D	0	D
次期繰越正味財産額	A - B + C + D	0	A - B + C + D

経常費用は「事業費」と「管理費」に分けます。

「事業費」「管理費」それぞれを「人件費」と「その他経費」に分けます。

「人件費」「その他経費」それぞれに科目ごとに費用を計上します。

科目はP69を参考にしてください。

その他の事業で得た利益を特定非営利活動に係る事業に振り替えます。

翌事業年度は「前期正味財産額」と記載

翌事業年度の「前期正味財産額」

⑫ 補正書

設立認証申請書が受理され、受理日から1月に満たない日までに、申請書類の軽微な補正を申し立てるために、補正後の書類を添付して所轄庁へ提出します。

(作成例)

年 月 日	
島根県知事 ○○○○ 様	
申請者が個人の場合、住所氏名を住民票どおりに記載	(申請者の住所若しくは居所) 申請者名 電話番号 印
設立認証申請書に記載した申請年月日	補正書
平成○○年○○月○○日に申請した*****について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。	
記	
1 補正の内容	補正を行う書類の名称を記載 (例) 定款、設立当初の事業年度に係る事業計画書
2 補正の理由	
補正を行う箇所について、補正前と後の違いを明らかにします。「別添のとおり」として別葉に対照表を作成してもかまいません	

チェック!

○補正ができる事項は、以下のいずれにも該当するものです。

- 書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のもの
- 客観的に明白な不備（誤記、誤字又は脱字等）であるもの

○添付書類の提出部数は、設立認証申請時に提出した際の部数と同じです。

⑬ 設立登記完了届出書

設立の登記は、認証書を交付された後、法務局において2週間以内に行う必要があります。

設立の登記がなされた後、登記が完了した旨を所轄庁へ届け出ます。

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

「登記事項証明書」及び「設立の時の財産目録」を添付する必要があります。

(作成例)

様式第2号(第5条関係)	年 月 日
島根県知事 ○○○○ 様	特定非営利活動法人の名称 代表者名 印
設立(合併)登記完了届出書	
設立の登記がされた年月日	
年 月 日をもって登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により届け出ます。	

チェック!

○従たる事務所が県外にある場合、主たる事務所での設立登記後、2週間以内に従たる事務所を所轄する法務局において登記を行ってください。

○登記事項証明書は、コピーではなく原本を提出してください。

⑭ 設立の時の財産目録

設立時の財産の状況について記載します。
 財産がない場合はすべて0円で作成します。

(作成例)

設立の時の財産目録
 平成 年 月 日現在
 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 (単位：円)

科 目・摘 要	金 額		
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金預金			
現金 現金手許有高①	①		
普通預金 △△銀行◇◇支店②	②		
流動資産合計		A:①+②	
2 固 定 資 産			
車両運搬具 △△△△ *台③	③		
什器備品 パソコン *台④	④		
歴史的資料	評価せず		
固定資産合計		B:③+④	
資産合計 A			A :A+B
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債		C	
2 固 定 負 債		D	
負債合計 B			B :C+D
正味財産			A - B

□座番号や
名義は記載不要

金銭評価できないが法人に
とって重要な財産を記載

3 法人設立後に必要なその他の手続き等

(1) 情報公開

すべての事務所において、法人設立にかかる以下の書類を社員及び利害関係者の求めがあった場合に閲覧できるように備えおきます。

定款、役員名簿、設立当初及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書、
所轄庁から交付された認証書の写し、登記事項証明書の写し、
設立の時の財産目録

(2) 税務、労務に関する手続き

◆すべての法人が必要な手続き

どんな時に	何を	どこへ	いつまでに
法人を設立した場合 (法人県民税・事業税)	法人設立届出	東部(西部)県民センター (課税事務担当グループ)	遅滞なく
法人を設立した場合 (法人市町村民税)	法人設立届	市町村(税務担当課)	遅滞なく

◆該当する法人のみが必要な手続き

どんな時に	何を	どこへ	いつまでに
収益事業を行う場合 (法人税)	収益事業開始届書	税務署	収益事業開始から2月以内
給与等を支払うことになった場合 (源泉所得税)	給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書	税務署	給与等を支払うこととなったときから1月以内
労働者を雇用することになった場合 (労働保険)	保険関係成立届	労働基準監督署	保険関係が成立した日から10日以内
	概算保険料申告書	労働基準監督署★	保険関係が成立した日から50日以内
	雇用保険適用事業所設置届	公共職業安定所	設置の日から10日以内
	雇用保険被保険者資格取得届	公共職業安定所	資格取得の事実があった日の翌月10日まで
常時従業員を使用することになった場合 (健康保険・厚生年金保険)	健康保険厚生年金新規適用届等	年金事務所	※提出する書類等、詳しくは年金事務所にお問い合わせください

★次の機関でも手続きが可能です

労働局、日本銀行(代理店、歳入代理店(全国の銀行・信用金庫の本店又は支店、郵便局))

4 NPO法の概要、設立に関するQ & A

(問1) どのような活動が20の分野に該当しますか。また、逆にどのような活動が該当しませんか。

(答) 法律の別表には、20の活動分野が列挙され、それらの活動に該当しないと特定非営利活動とはみなされません。その意味で、20の活動分野は限定的に列挙されています。

これらの20の活動の一つ一つの意味(定義)は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例等を参考にしつつ、社会通念つまり常識に従って判断することになります。

活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が立法当時の衆議院内閣委員会で決議されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められているといえるでしょう。

(問2) 社員を「〇〇町△△丁目、〇〇町□□地域在住者に限る」とすることは、「不当な条件」に当たりますか。

(答) 社員の資格を特定の地域の住民に限る場合でも、その制限が事業内容等との関連から見て合理的なものであれば、「不当な条件」に当たらない場合もあると考えられます。どのような制限であれば不当な条件とならないかについては、一律に決まるものではなく、地域の限定の仕方と事業内容との相関関係で判断することになります。社員を最小行政単位である市(区)町村在住者に限ることは、通常「不当な条件」に当たらないものと考えます。しかし、例えば「△△丁目」といった極めて限定された地域の住民以外の者が社員として加入することを、一切拒否するのであれば、「不当な条件」とならざるを得ないでしょう。

このため、例えば「この法人の活動に賛同し、かつ常時活動に参加できる者」といった規定のように、地域に在住する者を念頭に置きながらも、法人の活動に賛同する者や積極的に活動へ参画できる他地域在住者の参加の余地を残しておくことが望ましいと考えられます。具体的には、定款上、

- ・〇〇市△△中心市街地の活性化を目的とし、まちづくり全般に関する事業を行うことを事業内容とする法人が、社員に対し、「まちづくりに関わる業務又は、当法人の事業に、自ら率先し積極的に参加できるもの」という条件を付している例
- ・〇〇町の活性化を目的とする法人が、社員に対し、「この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者」かつ「個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること」等の条件を付している例

について、所轄庁において認証している例があり、このような形で会員資格を市町村の区域よりも狭い地域の住民に実質的に限定することは、一般論として許容されるものと考えられます。

なお、社員の資格の問題とは別に、その団体の主たる目的たる活動である「特定非営利活動」は、「不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与する」ことでなければならないので、誰でもが会員になれるような条件を付した会員の互助的な活動は「特定非営利活動」に当たらないものであることに留意する必要があります。

上記の趣旨を踏まえて、認証事務を行う所轄庁が、各地域の実情を踏まえて、柔軟に運用しているため、地域内で活動しているNPO法人も地方には相当実例がありますので、参考としてください。

(問3) 海外に事務所を置いて活動を行っていますが、この場合、設立認証の所轄庁はどこになりますか。

(答) 法第9条の規定により、所轄庁は1の政令市の区域内のみに事務所が所在する法人については当該指定都市の長、それ以外の法人については主たる事務所が所在する都道府県の知事になります。海外に事務所を置いている団体についても、日本国内の事務所の所在地で所轄庁を決めることとなりますので、主たる事務所の所在地で判断することとなります。

(問4) 団体の代表者の職名は「理事長」と称さなければならないのですか。

(答) それぞれの理事は、対外的には法人を代表しますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます(法第16条)。

その場合、NPO法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はなく、「代表理事」など他の名称を用いることも可能です。いずれの名前を用いる場合でも、その者に団体を代表する権限を与え、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。また、登記においても、代表者だけを登記することとなります。

(問5) 縦覧の開始後2週間が経過した場合は、一切の補正が認められないのですか。

(答) 法第10条第3項の規定に基づく申請者からの補正については、2週間経過後の補正はいかなる場合も認められません。

(問6) 設立の登記はいつまでに行わなければならないのですか。登記を行わなかった場合はどうなりますか。

(答) 組合等登記令第2条第1項の規定により、設立の認証の通知があった日から2週間以内に主たる事務所の所在地で登記を行うこととなります。法第13条第3項の規定により、設立の認証があった日から6月を経過しても登記をしないときには、所轄庁により設立の認証を取り消されることがあります。

(問7) 「代表権を有する者」とは、理事全員のことですか。それとも、理事長などの理事の代表者のことですか。

(答) NPO法人の理事は、法律上は、それぞれ単独で法人を代表する権限を有することが原則とされていますので、法人が定款において代表権を制限していない場合には、理事全員が組合等登記令における「代表権を有する者」に当たります。したがって、理事全員について登記する必要があり、理事長のみを登記することでは足りません。

また、法人が定款において代表権の制限を行っていて理事長のみが代表権を有する場合には、当該理事長たる理事のみを「理事」として登記することとなります。

なお、組合等登記令の「代表権を有する者」は、特定非営利活動促進法にいう「理事」のほか、法第17条の3の「仮理事」、法第31条の5の「清算人」、民事保全法第56条の「その職務を代行する者」も含まれます。

(問8) 申請者以外が申請書等の書類の作成等を行うことについて、行政書士以外の者でも行うことが可能ですか。

(答) 他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する申請書等の書類（電磁的記録を含みます。）を作成することができるのは行政書士に限られます。

ただし、申請書等の書類の提出手続きの代理や申請書等の作成につき相談に応じることは行政書士以外の者でも可能です。

3 NPO法人の管理・運営

1. 主な手続き

(1) 毎月行う手続き

なにを	いつ	備考
源泉所得税の納付	給与等支払月の翌月 10 日までに※	該当する法人のみ

※納期の特例を受けている場合は、7月10日と翌年1月10日までに納付

(2) 毎事業年度行う手続き

なにを	いつ	備考
決算処理	事業年度終了後	
監事による監査	決算処理終了後	
理事会の開催	監事による監査終了後	
総会の開催	理事会終了後	
資産の総額の変更登記	毎事業年度終了後、3か月以内	平成30年10月1日に組合等登記令が改正され、不要になる予定
税務申告書類の提出	毎事業年度終了後、2か月以内	該当する法人のみ
労働保険の年度更新	6月1日から7月10日まで	該当する法人のみ
事業報告書等の所轄庁への提出	毎事業年度終了後、3か月以内	
貸借対照表の公告	作成後、遅滞なく	P39

(3) 随時行う手続き

NPO法及び組合等登記令に基づく手続きのみを記載しています。

これらの手続きのほか、税務や労務に関して、変更等の手続き等が必要な場合があります。詳しくは、関係機関にお問い合わせください。

こんな時	なにを	どこへ
役員が辞任・就任した、任期満了後に再任された、住所を変更した、改姓・改名した P84 ※変更内容が登記事項の場合 P93	役員の変更等届出書 変更登記	所轄庁 法務局※
定款を変更する P86 ※変更内容が登記事項の場合 P93	定款変更認証申請書 又は定款変更届出書 変更登記 定款変更登記完了提出書	所轄庁 法務局※ 所轄庁
NPO法人を解散する P94	解散及び清算人の登記	法務局※
	解散届出書 (解散認定申請書) (清算人就任届出書)	所轄庁
	解散公告	官報
	残余財産譲渡認証申請書 (該当する法人のみ)	所轄庁
	清算終了の登記	法務局※
	清算終了届	所轄庁
他のNPO法人と合併する P100	合併認証申請書	所轄庁
	合併公告(異議申出)	定款で定めた方法
	登記(変更、消滅等)	法務局※
	合併登記完了届出書	所轄庁

※登記(法務局)→P93

2. 計算書類等の作成

(1) 活動計算書

当該事業年度に発生した、受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益や、事業に要した費用、法人運営に要した費用等を記載します。

NPO法人のすべての正味財産の増減の状況を表示し、法人の活動の状況を表すものです。

(2) 貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。 ※貸借対照表の公告→P39

NPO法では活動計算書と貸借対照表をあわせて、「計算書類」といいます。

(3) 計算書類の注記

(1)～(2)をより詳しく説明するための情報を表すものです。

(4) 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。また、金銭評価ができない歴史的資料のような資産についても、金銭評価はないものの記載することが可能です。

【Memo】「活動計算書」と「収支計算書」の違いは？

収支計算書は、法人が定めた「資金の範囲」における、資金の動きと有り高を表すものです。

活動計算書は、NPO法人の「当期の正味財産の増減原因」を表すもので、貸借対照表との整合性を簡単に確認することができます。

また、固定資産の取得時において、収支計算書にはその「購入時の支出額」を計上しますが、活動計算書には支出額ではなく、取得した「資産の減価償却費」を計上する等の相違点も挙げられます。

(例) 180万円の車を購入した場合

収支計算書では 180万円の支出（車両購入費）として計上

活動計算書では 30万円の減価償却費として計上（以後償却期間で按分）

なお、当面の間、従来のNPO法人の会計処理によって、収支計算書を作成、提出することが認められていますが、法人間の比較を困難にし、外部の利用者に混乱を与えるため、できる限り速やかに活動計算書に移行することが望まれます。

【 計算書類等の作成に当たっての留意事項 】

〈1〉 計算書類等の体系等

① 計算書類の体系

NPO法においては、活動計算書及び貸借対照表を計算書類とし、財産目録はこれらを補完する書類としています。

この手引きに掲載している計算書類等の作成例等は、現段階においてNPO法人の望ましい会計基準とみなされる「NPO 法人会計基準」をベースとしたものです。

② 「その他の事業」に関する会計の区分表示

NPO法において、「その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない」と区分経理について定めています。

活動計算書（活動予算書）における区分表示

別業表示は求めませんが、一つの書類の中で別欄表示し、その他の事業を実施していない場合又は実施する予定がない場合については、脚注においてその旨を記載するか、あるいはその他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。

貸借対照表、財産目録における区分表示

別業表示は求めませんが、その他の事業に固有の資産で重要なもの※がある場合には、その資産状況を注記として記載することとします。

※例：在庫品としての棚卸資産等、本来事業に繰り入れることが困難なもの

〈2〉 活動計算書

① 事業費・管理費の費目別内訳、按分方法

事業費と管理費のそれぞれを人件費とその他経費に分類した上で、さらに形態別に分類して表示することとします。

また、その費目については、科目例（P69）を参考に、NPO法人の実態に合わせて必要な費目のみ表示します。

なお、複数の事業を実施している法人において、法人の判断により、その事業ごとの費用又は損益の状況を表示する場合には、活動計算書ではなく注記において表示します。

事業費

NPO法人が目的とする事業を行うために直接要する人件費及びその他経費をいいます。

管理費

NPO 法人の各種の事業を管理するための費用で、総会及び理事会の開催運営費、管理部門に係る役職員の人件費、管理部門に係る事務所の賃借料及び光熱費等のその他経費をいいます。

按分方法

事業費と管理費に共通する経費や複数の事業に共通する経費は、合理的に説明できる根拠に基づき按分される必要があります。

標準的な按分方法としては、以下のようなものが挙げられ、重要性が高いと認められるものについては、いずれの按分方法によっているか注記することが望まれます。

- ・ 従事割合（科目例：給与手当、旅費交通費等）
- ・ 使用割合（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）
- ・ 建物面積比（科目例：水道光熱費、地代家賃、減価償却費、保険料等）
- ・ 職員数比（科目例：通信運搬費、消耗品費、水道光熱費、地代家賃等）

〈3〉 貸借対照表

① 資産等の表示方法

固定資産と消耗品費の相違

固定資産とは、販売を目的としない資産で、かつ決算日後1年以内に現金化される予定のない長期にわたって保有する資産のことをいいます。

実務上は、1年を超える期間において使用する10万円以上の資産を固定資産とみなすのが、一般的な目安となっています。（法人税法施行令第133条）

ただし、この目安は、10万円未満のものについては費用処理（消耗品費として計上）ができるということであり、必ずしも固定資産として扱えないわけではなく、前述の要件に該当する資産については固定資産となり得る点に留意が必要です。

減価償却の方法

減価償却とは、固定資産の価値は時間の経過や使用によって減少していくという考えのもと、貸借対照表に計上した固定資産の取得価額から、その使用期間（耐用年数）にわたって減額していく会計処理です。

この減価償却の方法には、主に「定率法」「定額法」等があり、法人税法施行令第48条、同第48条の2及び同第133条を参考とし、適用方法を選択します。

〈4〉 計算書類の注記

①注記の記載

注記は計算書類と一体であり重要なものであるため、以下の項目について該当がある場合には、確実に注記することが望めます。

ア 重要な会計方針
・適用した会計基準 ・資産の評価基準及び評価方法 ・固定資産の減価償却の方法 ・引当金の計上基準 ・施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理方法 ・ボランティアによる役務の提供を受けた場合の会計処理の取扱い等 ・計算書類の作成に関する重要な会計方針
イ 重要な会計方針を変更したとき
・変更した旨 ・変更の理由及び当該変更による影響額
ウ 詳細に事業費の内訳又は事業別損益の状況を記載する場合
・その内容
エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合
・受け入れたサービスの明細及び算定方法
オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合
・受け入れたボランティアの明細及び算定方法
カ 用途等が制約された寄附金等の内訳
キ 固定資産の増減内訳
ク 借入金の増減内訳
ケ 役員及びその近親者との取引の内容
※役員及びその近親者は、以下のいずれかに該当する者をいいます。 a. 役員及びその近親者（2親等内の親族） b. 役員及びその近親者が支配している法人 ※役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払並びにこれらに準ずる取引の注記は法人の任意とします。
コ その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
例えば、以下のような事項のうち重要性が高いと判断される事項が存在する場合には、当該事項を記載します。 ・現物寄附の評価方法 ・事業費と管理費の按分方法 ・貸借対照表日後に発生した事象で、次年度以降の財産又は損益に影響を及ぼすもの ・その他の事業に固有の資産を保有する場合はその資産の状況及び事業間で共通的な資産（後者については按分不要）

②注記の充実

注記における上記記載項目のうち、特にエ～カ及びケについては、活動規模が大きいなどの社会的責任の大きい法人等においては、特に留意した記載が求められます。

<記載の際の留意事項>

エ 施設の提供等の物的サービスを受けたことを計算書類に記載する場合

オ ボランティアとして、活動に必要な役務の提供を受けたことを計算書類に記載する場合

→計算書類等に記載する場合は、情報の利用者の便宜性に配慮し、当該金額の算定根拠が明らかになるように、詳細な記載をします。

カ 用途等が制約された寄附金等の内訳

→当期で収益として計上された用途等が制約された寄附金、補助金、助成金等が該当します。これらについては、その内容、正味財産に含まれる期首残高、当期増加額、当期減少額、正味財産に含まれる期末残高等を明確に記載します。

ケ 役員及びその近親者との取引の内容

→その取引金額を確実に注記する必要があります。

なお、取引の相手方との関係、取引内容、取引条件等についての記載は、法人の任意とします。

<5> 活動予算書

NPO 法人の計算書類である活動計算書の対の書類として位置付けられる活動予算書は、法人の設立申請時及び定款変更時に提出する必要があります。

その表示方法や考え方については、活動計算書と基本的に同様とします。

なお、予算上固定資産の取得や借入金の返済等の資金の増減を表現したい場合には、計算書類の注記における「固定資産の増減内訳」及び「借入金の増減内訳」の注記に準じて記載することが望まれます。

活動計算書（活動予算書）の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめて構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 経常収益	
1. 受取会費	
正会員受取会費	確実に入金されることが明らかな場合を除き、実際に入金したときに計上する。
賛助会員受取会費	対価性が認められず明らかに贈与と認められるものや、それを含む場合があり、PSTの判定時に留意が必要。
2. 受取寄附金	
受取寄附金	無償又は著しく低い価格で現物資産の提供を受けた場合の時価による評価差益。
資産受贈益	受け入れた無償又は著しく低い価格で施設の提供等の物的サービスを、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、施設等評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
施設等受入評価益	
ボランティア受入評価益	提供を受けたボランティアからの役務の金額を、合理的に算定し外部資料等によって客観的に把握でき、ボランティア評価費用と併せて計上する方法を選択した場合に計上する。
3. 受取助成金等	
受取助成金	補助金や助成金の交付者の区分によって受取民間助成金、受取国庫補助金等に区分することができる。
受取補助金	
4. 事業収益	
売上高	販売用棚卸資産の販売やサービス（役務）の提供などにより得た収益。
〇〇利用会員受取会費	サービス利用の対価としての性格をもつ会費。
5. その他収益	
受取利息	
雑収益	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない収益。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
II 経常費用	
1. 事業費	
(1) 人件費	
給料手当	
臨時雇賃金	
ボランティア評価費用	ボランティアの費用相当額。ボランティア受入評価益と併せて計上する。
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
売上原価	販売用棚卸資産を販売したときの原価。期首の棚卸高に当期の仕入高を加え期末の棚卸高を控除した額。
業務委託費	
諸謝金	講師等に対する謝礼金。
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
施設等評価費用	無償でサービスの提供を受けた場合の費用相当額。施設等受入評価益と併せて計上する。
減価償却費	
保険料	
諸会費	

勘定科目	科目の説明
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
研修費	
支払手数料	
支払助成金	
支払寄附金	
支払利息	金融機関等からの借入に係る利子・利息。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
2. 管理費	
(1) 人件費	
役員報酬	
給料手当	
法定福利費	
退職給付費用	退職給付見込額のうち当期に発生した費用。会計基準変更時差異の処理として、定額法により費用処理する場合、一定年数（15年以内）で除した額を加算する。少額を一括して処理する場合も含まれる。
通勤費	給料手当、福利厚生費に含める場合もある。
福利厚生費	
(2) その他経費	
印刷製本費	
会議費	
旅費交通費	
車両費	車両運搬具に関する費用をまとめる場合。内容により他の科目に表示することもできる。
通信運搬費	電話代や郵送物の送料等。
消耗品費	
修繕費	
水道光熱費	電気代、ガス代、水道代等。
地代家賃	事務所の家賃や駐車場代等。
賃借料	少額資産に該当する事務機器のリース料等。不動産の使用料をここに入れることも可能。
減価償却費	
保険料	
諸会費	
租税公課	収益事業に対する法人税等は租税公課とは別に表示することが望ましい。なお、法人税等を別表示する際には、活動計算書の末尾に表示し、税引前当期正味財産増減額から法人税等を差し引いて当期正味財産増減額を表示することが望ましい。
支払手数料	
支払利息	金融機関等からの借入に係る利子・利息。
雑費	いずれの科目にも該当しない、又は独立の科目とするほど量的、質的に重要でない費用。この科目の金額が他と比して過大になることは望ましくない。
Ⅲ 経常外収益	
固定資産売却益	
過年度損益修正益	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。
Ⅳ 経常外費用	
固定資産除・売却損	
災害損失	
過年度損益修正損	過年度に関わる項目を当期に一括して修正処理をした場合。会計基準を変更する前事業年度以前に減価償却を行っていない資産を一括して修正処理する場合などに用いる。減価償却費だけの場合は、「過年度減価償却費」の科目を使うこともできる。
Ⅴ 経理区分振替額	
経理区分振替額	その他の事業がある場合の事業間振替額。

貸借対照表の科目例

以下に示すものは、一般によく使われると思われる科目のうち、主なものを例示したものです。したがって、該当がない場合は使用する必要はありませんし、利用者の理解に支障がなければまとめても構いません。また、適宜の科目を追加することができます。

勘定科目	科目の説明
I 資産の部	
1. 流動資産	
現金預金	
未収金	商品の販売によるものも含む。
棚卸資産	商品、貯蔵品等として表示することもできる。
短期貸付金	返済期限が事業年度末から1年以内の貸付金。
前払金	
仮払金	
立替金	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で流動資産に属するもの。目的を明示する。
貸倒引当金(△)	
2. 固定資産	
(1) 有形固定資産	土地、建物等実体があり、長期にわたり事業用に使用する目的で保有する資産。
建物	建物付属設備を含む。
構築物	
車両運搬具	
什器備品	
土地	
建設仮勘定	工事の前払金や手付金等、建設中又は制作中の固定資産。
(2) 無形固定資産	具体的な存在形態を持たないが、事業活動において長期間にわたり利用される資産。
ソフトウェア	購入あるいは制作したソフトの原価。
(3) 投資その他の資産	余裕資金の運用のための長期的外部投資や、貸付金等長期債権から構成される資産。
投資有価証券	長期に保有する有価証券。
敷金	返還されない部分は含まない。
差入保証金	返還されない部分は含まない。
長期貸付金	返済期限が事業年度末から1年を超える貸付金。
長期前払費用	
〇〇特定資産	目的が特定されている資産で固定資産に属するもの。目的を明示する。
II 負債の部	
1. 流動負債	
短期借入金	返済期限が事業年度末から1年以内の借入金。
未払金	商品の仕入れによるものも含む。
前受金	
仮受金	
預り金	
2. 固定負債	
長期借入金	返済期限が事業年度末から1年を超える借入金。
退職給付引当金	退職給付見込額の期末残高。
III 正味財産の部	
1. 正味財産	
前期繰越正味財産	
当期正味財産増減額	

3 事業報告書等の備置き、所轄庁への提出、公開

毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等を下記の書類を作成して、所轄庁へ提出するとともに、その年の翌々年の末日までの間（約5年間※）、すべての事務所において、社員及び利害関係者の求めがあった場合に閲覧できるように備えおく必要があります。

これらを順守しない場合は、過料や法人認証取り消し等の罰則が適用される場合があります。

※平成29年3月31日以前に開始する事業年度に関する書類の備え置き期間は3年間です。

◇毎事業年度において所轄庁へ提出し法人の事務所で備え置く書類

	書類の名称	提出部数	閲覧書類	参照ページ
1	事業報告書等提出書	1	—	P73①
2	事業報告書	2	○	P74②
3	活動計算書	2	○	P75③
4	貸借対照表	2	○	P77④
5	計算書類の注記	2	○	P78⑤
6	財産目録	2	○	P81⑥
7	年間役員名簿 (前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)	2	○	P82⑦
8	社員のうち10人以上の者の名簿	2	○	P83⑧

◇上記の他、所轄庁及び法人の事務所において閲覧に供する書類

	書類の名称
9	最新の役員名簿
10	最新の定款
11	定款変更書及び設立認証書
12	登記事項全部証明書（登記簿謄本）のコピー

この他、平成28年のNPO法改正により、貸借対照表の公告が必要になります。

(P39)

① 事業報告書等提出書

(作成例)

実際に書類を提出する日
郵送の場合は、郵送する日

年 月 日

島根県知事 ○○○○ 様

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人○○○○○
代表者 職・氏名 印

事業報告書等提出書

特定非営利活動促進法第29条の規定に基づき下記の書類を提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度末の活動計算書 ※計算書類の注記を含む
- 3 前事業年度末の貸借対照表
- 4 前事業年度末の財産目録
- 5 前事業年度の役員名簿（前事業年度に役員だったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者について前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）
- 6 前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

当面の間「収支計算書」での提出も可

【Memo】事業報告書等の情報公開 ～ 市民の信頼 ～

NPO法では、NPO法人自体に事業報告書等の閲覧などの情報公開を定めています。これは、本法人の事業内容等に関する情報を広く市民に提供するとともに、公益性や運営についての市民相互のチェックによる自浄作用が期待されているものです。市民は情報公開などによりその団体の信用性を判断し、本法人の活動に参加するかしないか、サービスを受けるか受けないかなどを決める材料にすることができます。

また、所轄庁への事業報告書等の提出は、所轄庁がNPO法人を監督することが目的ではなく、提出された事業報告書等を公開することで、市民が監督できることを目的としています。

行政の監督を必要最小限にとどめ、団体の組織、活動内容、会計等の情報を広く市民に公開することで、NPO法人の活動が、行政のみではなく市民自身によって判断されます。

市民の信頼や共感を得るよう、まず法人を適切に運営し、定款の事業目的などと照らし合わせてわかりやすい事業報告書等を作成しましょう。監事は会計についてももしっかりチェックしましょう。

参考：NPO法コンメンタル/日本評論社、NPO法人の手引き/ひょうご中間支援団体ネットワーク・兵庫県・神戸市

② 事業報告書

事業年度内に行った事業の内容やその成果について記載します。
理事会や総会の開催状況について記載します。

(作成例)

平成〇〇年度事業報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

- ・理事会（開催年月日 平成 年 月 日）
開催場所
出席者数 （理事人数 ）
議決事項の概要

- ・総会 （開催年月日 平成 年 月 日）
開催場所
出席者数 名（うち表決委任者 名）／正会員数 名
議決事項の概要

- 1 事業の成果
- 2 事業の実施に関する事項

その他の事業を行う場合、以下の表は「特定非営利活動に係る事業」と「その他の事業」に分けて記載します。
定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施がなくても「実施しなかった」の旨を記載します。

事業名	事業内容	実施事業の 日時、場所、 従事者の人数	受益対象者の範囲 及び人数、評価	事業費の 金額 (単位：千円)

定款に記載されたどの事業に該当するのかわかるように記載するとよいです

活動計算書において計上した金額を記載します

③ 活動計算書

事業年度におけるNPO法人の活動状況を表す計算書です。営利企業における損益計算書に相当するフローの計算書で、NPO法人の財務的生存力を把握しやすくするため、資金収支ベースの収支計算書から改めることとなったものです。

(作成例1 ※その他の事業を行わない場合)

平成〇〇年度 活動計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 (単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費①	①		
賛助会員受取会費②	②	A:①+②	
2. 受取寄附金③		B:③	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金④	④		
受取地方公共団体助成金⑤	⑤	C:④+⑤	
4. 事業収益			
自主事業収益⑥	⑥		
受託事業収益⑦	⑦	D:⑥+⑦	
5. その他収益			
受取利息⑧	⑧		
雑収益⑨	⑨	E:⑧+⑨	
経常収益計 A			A :A+B+C+D+E
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当⑩	⑩		
臨時雇用賃金⑪	⑪		
法定福利費⑫	⑫		
人件費計	⑩~⑫		
(2) その他経費			
旅費交通費⑬	⑬		
通信運搬費⑭	⑭		
印刷製本費⑮	⑮		
その他経費計	⑬~⑮		
事業費計		G:⑩~⑮	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯	⑯		
役員報酬⑰	⑰		
法定福利費⑱	⑱		
人件費計	⑯~⑱		
(2) その他経費			
旅費交通費⑲	⑲		
通信運搬費⑳	㉑		
印刷製本費㉒	㉒		
その他経費計	⑲~㉒		
管理費計		H:⑯~㉒	
経常費用計 B			B :G+H
当期正味財産増減額			A - B
前期正味財産額			C
次期繰越正味財産額			A - B + C

経常費用は「事業費」と「管理費」に分けます。

「事業費」「管理費」それぞれを「人件費」と「その他経費」に分けます。

「人件費」「その他経費」それぞれに科目ごとに費用を計上します。

科目はP69を参考にしてください。

翌事業年度の「前期正味財産額」

(作成例2 ※その他の事業を行う場合)

平成〇〇年度 活動計算書

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 (単位:円)

科 目	特定非営利活動にかか る事業	その他の 事業	合 計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費①	①		①
賛助会員受取会費②	②		②
2. 受取寄附金③	③		③
3. 受取助成金等			
受取民間助成金④	④		④
受取地方公共団体助成金⑤	⑤		⑤
4. 事業収益			
自主事業収益⑥	⑥	⑥	⑥
受託事業収益⑦	⑦	⑦	⑦
5. その他収益			
受取利息⑧	⑧	⑧	⑧
雑収益⑨	⑨	⑨	⑨
経常収益計A	A:①~⑨	A:⑥~⑨	A:①~⑨
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当⑩	⑩	⑩	⑩
臨時雇用賃金⑪	⑪	⑪	⑪
法定福利費⑫	⑫	⑫	⑫
人件費計	⑩~⑫	⑩~⑫	⑩~⑫
(2) その他経費			
旅費交通費⑬	⑬	⑬	⑬
通信運搬費⑭	⑭	⑭	⑭
印刷製本費⑮	⑮	⑮	⑮
その他経費計	⑬~⑮	⑬~⑮	⑬~⑮
事業費計	⑩~⑮	⑩~⑮	⑩~⑮
2. 管理費			
(1) 人件費			
給料手当⑯	⑯		⑯
役員報酬⑰	⑰		⑰
法定福利費⑱	⑱		⑱
人件費計	⑯~⑱		⑯~⑱
(2) その他経費			
旅費交通費⑲	⑲		⑲
通信運搬費⑳	㉑		㉑
印刷製本費㉒	㉒		㉒
その他経費計	⑲~㉒		⑲~㉒
管理費計	⑯~㉒		⑯~㉒
経常費用計B	B:⑩~㉒	B:⑩~⑮	B:⑩~㉒
当期計上増減額	A-B	C:A-B	A-B
経理区分振替額	C	△C	
当期正味財産増減額	A-B+C		A-B+C
前期正味財産額	D		D
次期繰越正味財産額	A-B+C+D		A-B+C+D

経常費用は「事業費」と「管理費」に分けます。

「事業費」「管理費」それぞれを「人件費」と「その他経費」に分けます。

「人件費」「その他経費」それぞれに科目ごとに費用を計上します。

科目はP69を参考にしてください。

その他の事業で得た利益を特定非営利活動に係る事業に振り替えます。

貸借対照表を別葉表示しないこととする場合には、正味財産額の内訳は表示されません。

翌事業年度の「前期正味財産額」

④ 貸借対照表

事業年度末におけるNPO法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すもので、資金の調達方法（負債及び正味財産）及び保有方法（資産）から、NPO法人の財務状況を把握することができます。

（作成例）

平成 年度 貸借対照表
平成 年 月 日現在
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

当該事業年度の末日

科 目・摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金①	①		
未収金②	②		
流動資産合計		A: ①+②	
2 固定資産			
車両運搬具③	③		
什器備品④	④		
固定資産合計		B: ③+④	
資産合計 A			A: A+B
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金⑤	⑤		
預り金⑥	⑥		
流動負債合計		C: ⑤+⑥	
2 固定負債⑦			
負債合計 B			B: C+⑦
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		D	
当期正味財産増減額		E	
正味財産合計			C: D+E
負債及び正味財産合計			B+C

数字が一致していますか？

前事業年度貸借対照表の「正味財産合計」と数字が一致していますか？

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と数字が一致していますか？

⑤ 計算書類の注記

計算書類（活動計算書及び貸借対照表）の内容をより詳しく表すものです。

以下に示すものは、想定される注記を網羅して、記載例を示したものです。

これらを参考に法人において該当事項がある項目のみを記載します。

ただし、1 重要な会計方針は必ず記載が必要です。

認定NPO法人においては、詳細に記載されることが望まれます。

（作成例）

計算書類の注記

1 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」として注記しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、活動計算書に計上しています。また計上額の算定方法は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

「2 事業費の内訳」として事業別の費用の内訳のみを表示することもできます。

2 事業別損益の状況（単位：円）

科目	A事業費	B事業費	C事業費	D事業費	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1. 受取会費						×××	×××
2. 受取寄附金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
3. 受取助成金等	×××	×××	×××	×××	×××		×××
4. 事業収益	×××	×××	×××	×××	×××		×××
5. その他収益						×××	×××
経常収益計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
II 経常費用							
(1) 人件費							
給料手当	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
臨時雇賃金	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
人件費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
(2) その他経費							
業務委託費	×××	×××	×××	×××	×××		×××
旅費交通費	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
その他経費計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
経常費用計	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期経常増減額	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××

3 施設の提供等の物的サービスの受入れの内訳 (単位:円)

内 容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	×××	〇〇体育館が一般に公表している利用料金表によって算定しています。

4 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳 (単位:円)

内 容	金額	算定方法
〇〇事業相談員	×××	単価は島根県の最低賃金によっています。

5 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下のとおりです。

当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位:円)

内容	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	備考
〇〇地震被災者 支援事業	×××	×××	×××	×××	翌期に使用予定の支援用資金
**財団助成 □□事業	×××	×××	×××	×××	助成金の総額は××円です。活動 計算書に計上した額××円との差 額××円は前受助成金として貸借 対照表に負債計上しています。
合計	×××	×××	×××	×××	

対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理をした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載する。助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載します。

6 固定資産の増減内訳 (単位:円)

科目	期首 取得価額	取得	減少	期末 取得価額	減価償却 累計額	期末 帳簿価額
有形固定資産 什器備品	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
無形固定資産	×××	×××	×××	×××	△×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××	△×××	×××

7 借入金が増減内訳 (単位:円)

内容	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	×××	×××	×××	×××
短期借入金	×××	×××	×××	×××
合計	×××	×××	×××	×××

8 役員及びその近親者との取引の内容 (単位：円)

科目	計算書類に 計上された金額	内役員及び 近親者との取引
(活動計算書)		
受取寄附金	×××	×××
委託料	×××	×××
活動計算書 計	×××	×××
(貸借対照表)		
未払金	×××	×××
役員借入金	×××	×××
貸借対照表 計	×××	×××

9 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 現物寄附の評価方法
- 事業費と管理費の按分方法 など

⑥ 財産目録

計算書類を補完する書類として位置付けられるものです。科目等は貸借対照表とほぼ同じですが、その内容、数量等のより詳細な表示がされます。

(作成例)

平成 年度 財産目録
 平成 年 月 日現在
 当該事業年度の末日
 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

科 目・摘 要	金 額		
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
現金預金			
手元現金①	①		
**銀行普通預金②	②		
未収金③	③		
流 動 資 産 合 計		A:①~③	
2 固 定 資 産			
車両運搬具④	④		
什器備品⑤	⑤		
固 定 資 産 合 計		B:④+⑤	
資 産 合 計 A			A :A+B
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未払金⑥	⑥		
預り金⑦	⑦		
流 動 負 債 合 計		C:⑥+⑦	
2 固 定 負 債			
長期借入金⑧		⑧	
負 債 合 計 B			B :C+⑦
正 味 財 産			A - B

活動計算書の「正味財産合計」と数字が一致していますか？

⑦ 年間役員名簿

前事業年度において役員（理事・監事）であったことがある者全員について、名簿を作成します。

（作成例）

前事業年度の年間役員名簿
平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事 (理事長)	〇 〇 〇 〇	島根県松江市・・・	*年*月*日から *年*月*日まで	*年*月*日から *年*月*日まで
理事 (副理事長)	〇 〇 〇 〇	島根県出雲市・・・	*年*月*日から *年*月*日まで	報酬無し
監事	〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市・・・	*年*月*日から *年*月*日まで	報酬無し

住民票の記載と一致していますか？

理事、監事の別がわかるように記載します。
他の役職のある理事は、役職名をカッコ書きします。

役員は、事業年度の始期から終期までの間の就任期間を記載します。
就退任のない役員は事業年度と同一になります。

理事と監事が兼務になっていませんか？
法人の職員と監事が兼務になっていませんか？

報酬を受ける役員は役員総数の3分の1以内ですか？

役員欠格事由については、P7をご参照ください

チェック!

特定非営利活動法人が、私物化されるのを防ぐため、「役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。」と規定されています。（44P）

⑧ 社員のうち10人以上の名簿

前事業年度末日現在において、社員10名以上を有しているかを確認します。
必ずしも社員全員を記載する必要はありません。最低限10名が記載してあればよいです。

(作成例)

社員のうち10人以上の者の名簿

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在	
特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇	
氏 名	住 所 又 は 居 所
〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号 島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社 □□□□ 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇	島根県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号

役員を記載する場合は役員名簿の氏名、住所と一致していますか？

団体会員を記載する場合は、氏名欄に「団体名」「代表者の肩書」「代表者名」住所欄に事務所所在地を記載します

4 役員の変更等

(1) 役員の変更等届出

役員に、新任、再任（任期満了により再任）、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の変更等があった場合、所轄庁へ役員の変更等届出書を提出します。

◇所轄庁へ提出する書類

書類の名称	提出部数		参照ページ
	新任の場合	再任※、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の場合	
役員の変更等届出書（島根県規則様式）	1	1	P85①
変更後の役員名簿	2	2	P44③
役員の就任承諾及び宣誓書の謄本（コピー）	1	提出不要	P45④
役員の住所又は居所を証する書面	1	提出不要	P46⑤

(2) 理事の変更の登記

「代表権を有する理事」や「代表権の範囲又は制限に関する定め」について変更が生じた場合は、主たる事務所の所在地の法務局において2週間以内※に変更の登記をする必要があります。

（※その他の事務所の所在地の法務局においては、3週間以内）

所轄庁への届出と変更の登記はいずれが先でもかまいません。

【Memo】「理事の任期が満了後、総会の議決により時期も続けて理事を務める」場合も役員変更の手続きが必要です 例えば、理事を務めるAさんについて、2年の任期が終了し、総会の議決により続けて理事に就任した場合、「再任」として手続きが必要です。

【Memo】「代表権を有する理事」以外の理事は、登記不要です

定款において、「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」という旨の記載がある場合、「代表権を有する理事」は理事長のみとなります。

「代表権を有する理事」以外の「代表権を制限された理事（代表権を有しない理事）」が登記されている場合については、登記事項から抹消する必要があります。

① 役員の変更等届出書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

「変更後の役員名簿」を添付する必要があります。

新任の役員については、「役員の就任承諾及び宣誓書の写し」及び「役員の住所又は居所を証する書面」(*)を添付する必要があります。

※「役員の住所又は居所を証する書面」は、通常は住民票の写し(原本)です。

住民票の写しは、コピーではなく、市町村から交付を受けた原本を提出してください。

※但し、所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、住民票の写し(原本)を省略できる場合があります。この適用の有無は、所轄庁によって異なりますので、所轄庁にお問い合わせください。

○所轄庁による住民基本台帳での確認については、住民基本台帳の本人確認情報を利用する旨の意思表示が必要です。

○所轄庁による住民基本台帳での確認を希望する場合は、提出書類に記載する住所が住民票と一致していることを事前にご確認ください。

(記載例)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

島根県知事 ○○○○ 様

特定非営利活動法人○○○○○
代表者の氏名 印

役員の変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び同法第53条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

記

変更年月日	変更事項	役職名	氏名	住所又は居所
*年*月*日	任期満了	理事	○○ ○○	松江市・・・
*年*月*日	再任	理事	○○ ○○	出雲市・・・
*年*月*日	新任	理事	○○ ○○	松江市・・・

5 定款の変更

定款を変更するためには、総会で議決する必要があります。
 議決後に、所轄庁へ「定款変更認証申請」又は「定款変更届出」を行います。
 変更した内容が登記事項である場合は、法務局で変更の登記を行います。

定款変更認証申請	以下のいずれかを変更する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的 ・ 名称 ・ その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類 ・ 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る） →<u>県外への転出（所轄庁が他県になる場合）が該当。県内で移動する場合は届出（所轄庁は県内で変更）。提出先は移動前の所轄庁</u> ・ 社員の資格の得喪に関する事項 ・ 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く） ・ 会議に関する事項 ・ その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項 ・ 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る） ・ 定款の変更に関する事項
定款変更届出	上記以外の事項のみを変更する場合

（1）定款変更認証申請

定款変更認証が必要な変更を行う場合、所轄庁へ「定款変更認証申請書」を提出します。変更後の定款は、認証を受けた日から有効となります。

<定款変更認証の流れ>

- 1) 総会で定款変更について議決
- 2) 所轄庁へ「定款変更認証申請書」提出
 - ・ 所轄庁による申請書類の公衆の縦覧（申請書受理日から1か月間）
 - ※申請受理日から2週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能（P55）
- 3) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定
 - ※認証された場合、認証日から変更後の定款が有効となる
- 4) 変更内容に登記事項がある場合、法務局において変更の登記
- 5) 変更の登記を行った場合、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」提出
- 6) 「変更後の定款」「定款変更にかかる登記事項証明書の写し」をNPO法人の事務所において閲覧に供する。
 - ・ 所轄庁においても一般の閲覧に供する

◇所轄庁へ提出する書類

(1) 必ず提出が必要な書類

書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照 ^ハ -ジ
定款変更認証申請書（島根県規則様式）（※1）	1	—	P89①
定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1	—	P90②
定款の変更部分の新旧対照表及び変更後の定款	2	○	—
【事業の変更の場合のみ必要な書類】 定款変更の日（※2）の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書	2	○	P52⑩ P53⑪

※1 所轄庁の変更（県外）の場合は、転出先の様式になります。

※2 「定款変更の日」とは「定款変更認証の日」をいいます。

(2) 「所轄庁の変更」を伴う変更を行う場合（※）は、上記に併せて次の書類を提出します。

※県内の所轄庁の変更は、届出になります。

書類の名称	提出部数	縦覧書類	参照 ^ハ -ジ
役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2	○	P44③
確認書	1	—	P48⑦
前事業年度の事業報告書等（※）	1	—	—

※前事業年度の事業報告書等、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

（設立後これらの書類が作成されるまでの間は、設立時の事業計画書、活動予算書、財産目録）

【Memo】定款の附則

定款の附則は、定款変更によって内容が変わっても原則修正は行いません。

附則は、設立当初に定めた事項や、定款の変更の履歴を記録しておくものです

（定款変更認証を受けて定款を変更する場合の附則の記載例）

附 則

この定款の変更は、所轄庁の認証の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

（定款変更届出により、定款を変更する場合の附則の記載例）

附 則

この定款の変更は、総会の議決の日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）から施行する。

(2) 定款変更届出

定款変更認証を要しない変更事項については、所轄庁へ「定款変更届出書」を提出します。

変更後の定款は、総会の議決により定めた日から有効となります。

<定款変更届出の流れ>

- 1) 総会で定款変更について議決
- 2) 所轄庁へ「定款変更届出書」提出
- 3) 変更内容に登記事項がある場合、法務局において変更の登記
- 4) 変更の登記を行った場合、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」提出
- 5) 「変更後の定款」「定款変更にかかる登記事項証明書の写し」をNPO法人の事務所において閲覧に供する
 - ・所轄庁においても一般の閲覧に供する

◇所轄庁へ提出する書類

書類の名称	提出部数	参照ページ
定款変更届出書（島根県規則様式）	1	P91③
定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）	1	P90②
変更後の定款	2	—

(3) 定款変更登記完了提出

定款変更を行い、変更事項が登記事項である場合、法務局において変更の登記を行います。登記された後、所轄庁へ「定款変更登記完了提出書」を提出します。

◇所轄庁へ提出する書類

書類の名称	提出部数	参照ページ
定款変更登記完了提出書（島根県規則様式）	1	P92④
登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得） ※原本1部とは別に、コピー1部添付	1※	—

① 定款変更認証申請書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。
 NPO法第25条に定められた書類を添付する必要があります。(P87)
 変更の内容は、変更前と後の違いを明確に明らかにできるよう、新旧対照表の形で記載します。

(作成例)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

島根県知事 様

この申請により法人の名称を変更する場合も、変更前(現行)の名称を記載します

特定非営利活動法人の名称
代表者の氏名 印

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

「別紙のとおり」とし、別葉で新旧対照表を作成してもよいです。

1 変更の内容

	変更後	変更前
第〇条	この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ○○○○○事業 (2) ○○○○○事業 (3) ○○○○○事業	この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) ○○○○○事業 (2) ○○○○○事業
第〇条

2 変更の理由

.....のため。

② 定款変更を議決した社員総会の議事録の謄本（コピー）

定款変更の内容等について意思決定がされていることを確認します。

原本はNPO法人において保管し、所轄庁へは謄本（コピー）を提出します。

（作成例）

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇総会議事録

- 1 開催の日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）午前〇〇時から午後〇〇時〇〇分まで
- 2 開催の場所 島根県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇センター〇〇会議室
- 3 出席者数 名（うち表決委任者 名、書面表決者 名）／会員総数 名
- 4 議 事
 - (1) 議長選任の件
司会より、〇〇〇〇氏を議長に指名し、全員異議なくこれを承認した。
 - (2) 議事録署名人選任の件
議長より、本日の議事をまとめるに当たり、議事録署名人2名を選任することを諮り、〇〇〇〇氏及び△△△△氏を選任することを全員異議なく承認した。
 - (3) 第1号議案 定款変更承認に関する件
事務局から定款変更の新旧対照表を配布し説明を行い、逐次審議したところ、全員異議なく満場一致をもって原案どおり承認した。
第2号議案 定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の事業計画に関する件
事務局から定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の事業計画（案）を配布し説明を行い、詳細に審議したところ、全員異議なく原案どおり承認した。
第3号議案 定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の予算に関する件
事務局から定款変更の日に属する事業年度および翌事業年度の予算(案)を配布し、説明を行い、詳細に審議したところ、全員異議なく原案どおり承認した。
第4号議案 定款変更認証申請に伴う申請書類等の字句の修正等に関する件
議長が、定款変更認証の申請書類の提出に当たり、申請書類の字句や軽微な事項の修正が必要となった場合には、理事長に一任してよいかどうか諮ったところ、全員異議なくこれを承認した。

以上をもって議事を全部終了し、 時 分に閉会した。

この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人次に署名押印（又は記名押印）する。

平成 年 月 日

議 長	〇〇 〇〇	(印)
議事録署名人	△△ △△	(印)
議事録署名人	□□ □□	(印)

署名または記名のどちらでも構いません。

③ 定款変更届出書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

変更の内容は、変更前と後の違いを明確に明らかにできるように、新旧対照表の形で記載します。

(作成例)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出ます。

「別紙のとおり」とし、
別葉で新旧対照表を作成してもよいです。

1 変更の内容

	変更後	変更前
第〇条
第〇条

記

2 変更の理由

.....のため。

3 変更した時期

〇年〇月〇日 社員総会決議

④ 定款変更登記完了提出書

定款変更を行い、変更事項が登記事項である場合、法務局において変更の登記を行います。

「登記事項全部証明書（原本）」を添付して、提出します。

定款変更の内容が登記事項でない場合は、提出の必要はありません。

提出する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

（作成例）

様式第5号の2（第9条関係）

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称

代表者の氏名

印

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

6 登記事項の変更

登記事項に変更が生じた場合は、主たる事務所を管轄する法務局においては2週間以内に、その他の事務所を管轄する法務局においては3週間以内に、変更の登記をしなければなりません。

ただし、登記事項のうち、「資産の総額の変更登記」については、事業年度終了後3ヶ月以内に変更の登記をすればよいとされています。※

※「資産の総額の変更登記」は、平成30年10月1日以降、不要になる予定（組合等登記令が改正される予定）

<登記事項（組合等登記令）>

登記事項	登記事項の内容
目的及び業務	<ul style="list-style-type: none"> 定款に記載されている、「法人の目的」「活動の種類」「事業」を登記します。
名称	<ul style="list-style-type: none"> NPO法人の名称を登記します。
事務所の所在場所	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、〇〇市までの記載としている場合も、地番まで登記します 従たる事務所がある場合は、従たる事務所の所在場所も登記します
代表権を有する者の氏名、住所及び資格	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、代表権を「理事長」（又は「代表理事」等）に制限している場合は、理事長のみを登記します。 理事全員が代表権を有する場合は、理事全員を登記します。 資格は「理事」と登記します。
代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、代表権を一部制限される理事がいる場合、その内容について登記します。 (例) 従たる事務所の業務についてのみ代表権を有する理事がある場合
資産の総額 ※	<ul style="list-style-type: none"> 財産目録の「正味財産」を登記します。
存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	<ul style="list-style-type: none"> 定款において、定めがある場合に限り登記します。

4 解散と合併

1 解散

(1) 解散事由

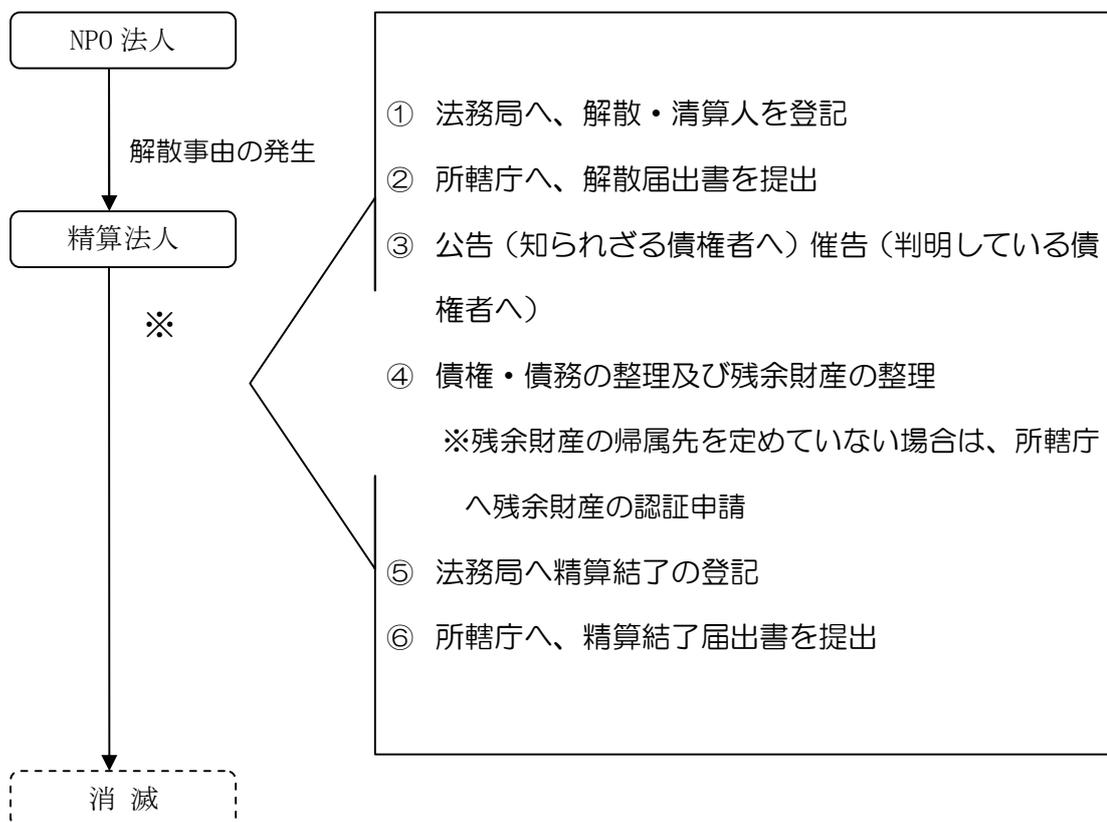
NPO法人は、以下のような事由により解散します。

	NPO法人の 解散の事由	内容	解散時期
1	社員総会の決議	総会では、解散の決議、清算人の選定、残余財産の帰属先の扱いを決議します	総会の決議日
2	定款で定めた解散事由の発生	NPO法に定められたもの以外に定款で定めた解散事由をいいます	事由が発生したとき
3	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	所轄庁の認定を受けなければ解散することはできません	所轄庁が解散の認定をした日
4	社員の欠亡	社員が全くなくなった場合をいいます	事由に該当したとき
5	合併	新設合併及び吸収合併により消滅する法人が解散します	
6	破産	NPO法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です	
7	設立認証の取り消し	改善命令に違反し、他の方法によっては監督の目的を達成できないときなどは、所轄庁は認証を取り消すことがあります。	

(2) 解散と精算

解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまで存続します。所轄庁への届出等は、解散した時及び清算が終了した時に行います。

○解散事由が前ページの1～3の場合のフロー図（社員総会の決議他）



※精算法人の監督者は、
主たる事務所の所在地を管轄する裁判所

(3) 解散及び清算の手続き

①解散事由が

社員総会の決議、定款で定めた解散事由の発生、社員の欠亡による解散
の場合

<手続きの流れ>

- 1) 解散事由の発生
- 2) 法務局において「解散」「清算人」の登記
- 3) 所轄庁へ「解散届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出 部数
解散届出書（島根県規則様式）	1
解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1

- 4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）
- 5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出 部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるものみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

- 6) 法務局において「清算終了」の登記
- 7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出 部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

②解散事由が

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 の場合

<手続きの流れ>

- 1) 解散事由の発生
- 2) 所轄庁へ「解散認定申請書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
解散認定申請書（島根県規則様式）	1
目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1

- 3) 法務局において「解散」「清算人」の登記
- 4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）
- 5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるもののみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

- 6) 法務局において「清算終了」の登記
- 7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

③解散事由が

設立の認証取り消し の場合

<手続きの流れ>

1) 設立認証取り消し

認証取消に異議がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申し立て又は行政事件訴訟法の行政処分（認証取消処分）の取消訴訟の提訴を行う

3) 法務局において「解散」「清算人」の登記

4) 所轄庁へ「清算人就任届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算人就任届出書（島根県規則様式）	1
当該清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1

4) 解散の公告（官報及び定款に定めた方法により行う）

5) 残余財産の整理

所轄庁へ提出する書類	提出部数
残余財産譲渡認証申請書（島根県規則様式）	1

※定款において残余財産の帰属先を定めていない場合のみ提出が必要

※残余財産の帰属先は、NPO 法第 11 条第 3 項に定めるもののみに限定されています。構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

6) 法務局において「清算終了」の登記

7) 所轄庁へ「清算終了届出書」提出

所轄庁へ提出する書類	提出部数
清算終了届出書（島根県規則様式）	1
清算終了の登記をしたことを証する登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得）	1

認証の取り消しの場合には、「役員の不格事項」が発生します。（P 7）

(4) 清算人の職務

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。
 ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人になります。

<清算人の職務>

現務の結了	<ul style="list-style-type: none"> • NPO法人が現在行っている事業活動を終了させる方向で業務を行う
債権の取立て及び債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> • 官報で公告を行い、債権者に対して2ヶ月以上の一定期間内に債権請求の申し出をする旨を催告する • 清算中の法人が破産したときは、清算人は、直ちに破産宣告の請求を裁判所にして、その旨を官報で公告する • 債権と債務を整理し、残余財産を確定する • 法務局へ「清算結了の登記」を行う • 所轄庁へ「清算結了届出書」を提出する
残余財産の引渡し	<ul style="list-style-type: none"> • 定款で定めた残余財産の帰属先に残余財産を譲渡する • 定款に残余財産の帰属先を特に定めていない場合は、清算人は所轄庁へ「残余財産譲渡認証申請書」を提出し、所轄庁の認証を経て、残余財産を国又は地方公共団体に譲渡する

※定款で残余財産の帰属先の規定を設ける場合の帰属先は、以下の通り定められています。これら以外の個人、団体及び法人等へ残余財産を譲渡することはできません。

- 他の特定非営利活動法人
- 国又は地方公共団体
- 公益社団法人又は公益財団法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 更生保護法人

※残余財産は、構成員である社員等への分配はできません。（P4②参照）

2 合併

NPO法人は、他のNPO法人と合併することができます。

(社会福祉法人や一般社団法人等、他の法人との合併はできません)

合併するためには、合併するそれぞれのNPO法人の総会において、議決する必要があります。

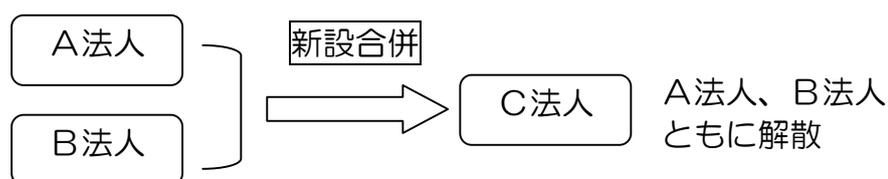
議決後に、所轄庁へ「合併認証申請」を行い、認証後に合併の公告、法務局において登記をすることで、合併が成立します。

(1) 合併の方法

※いずれの方法でも、合併認証申請の手続きは同じです。

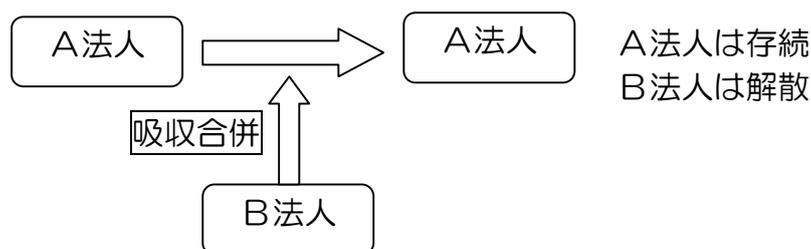
新設合併・・・2つ以上のNPO法人が合併して、新たなNPO法人を設立する方法

※合併前のNPO法人は、新たなNPO法人が設立することにより解散となります。



吸収合併・・・NPO法人が他のNPO法人を吸収する方法

※吸収したNPO法人は引き続き存続しますが、吸収されたNPO法人は、合併が成立することにより解散となります。



【Memo】「認定NPO法人」又は「特例認定NPO法人」との合併

認定NPO法人又は特例認定NPO法人が、認定（特例認定）を受けていないNPO法人と合併し、合併後も認定（特例認定）を受けようとする場合は、「合併認証申請」に加えて、「合併認定申請」を行う必要があります。

(2) 合併認証申請

合併認証申請は、設立認証申請の場合と同様の書類を作成します。

<合併手続きの流れ>

- 1) 合併を行うそれぞれのNPO法人の総会で合併について議決
- 2) 所轄庁へ「合併認証申請書」提出
(合併を行うすべてのNPO法人が申請者となる)
 - ・所轄庁による申請書類の公衆の縦覧（申請書受理日から1か月間）
 - ※申請受理日から2週間未満は、申請書類の軽微な補正が可能（P55）
- 3) 所轄庁による審査、認証・不認証の決定
- 4) 合併を行うそれぞれのNPO法人が「財産目録」及び「貸借対照表」を作成し、事務所に備え置く（認証日から2週間以内に実施）
 - ※合併後のNPO法人のものではないことに注意
- 5) 合併の公告（定款に定めた方法により行う）
- 6) 法務局において登記
 - 「新設合併」により設立した法人：設立の登記
 - 「吸収合併」後、存続する法人については変更の登記
 - 「新設合併」又は「吸収合併」により消滅する法人：解散の登記
- 7) 所轄庁に「合併登記完了届」提出

【Memo】合併の公告

NPO法人は、合併の認証を受けた後に、債権者が一定期間内に異議を述べることができるよう手続きを行うことが定められています。

債権者に対し、合併に異議があれば、2か月以上の期間に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、個別にその旨を催告します。

合併の公告の方法は、NPO法人の定款に定めた方法により行います。定款で定めれば、「時事に関する日刊新聞紙」や「インターネットによる公告（電子公告）」などにより行うことも可能です。（P40、41）

◇合併認証申請時に所轄庁へ提出する書類

2～16の書類は、「設立」認証申請の書類を参考にし、「設立」を「合併」に読み替えて作成しむて下さい。

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
1	合併認証申請書（島根県規則様式）	1	—	P103①
2	定款	2	○	P23②
3	役員名簿 （役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての 報酬の有無を記載した名簿）	2	○	P44③
4	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	1	—	P45④
5	役員の住所又は居所を証する書面（住民票の写し等）	1	—	P46⑤
6	社員のうち10人以上の者の名簿	1	—	P47⑥
7	確認書	1	—	P48⑦
8	合併趣旨書	2	○	P49⑧
9	合併についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）	1	—	P50⑨
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2	○	P52⑩
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2	○	P53⑪

〈上記の提出書類について軽微な補正を要する場合の提出書類〉

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
12	補正書	2	○	P55⑫
13	補正後の書類	※	※	—

※提出部数や縦覧の扱いは合併認証申請時に提出した書類の扱いに準じる

◇登記完了後に所轄庁へ提出する書類

	書類の名称	提出部数	縦覧 書類	参照ページ
14	合併登記完了届出書（島根県規則様式）	1	—	P56⑬
15	登記事項全部証明書（登記簿謄本。法務局で取得） ※原本1部とは別に、コピー1部添付	1※	○	—
16	財産目録	2	○	P57⑭

① 合併認証申請書

申請する所轄庁において定められた様式により作成する必要があります。

(記載例)

様式第11号(第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

特定非営利活動法人の名称(甲)

代表者の氏名 印

電話番号

特定非営利活動法人の名称(乙)

代表者の氏名 印

電話番号

合併認証申請書

下記のとおり合併することについて認証を受けたいので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

「合併の議決をした社員総会の議事録の謄本(コピー)」のほか、「設立認証申請書」の添付書類に準じた書類(「設立」を「合併」に読み替えて参照して下さい)を添付します。

記

- 1 合併後の特定非営利活動法人の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 定款に記載された目的

合併後のNPO法人の内容について記載します。

5 監督・罰則

1 監督

(1) 報告及び検査（NPO法第41条第1項）

法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款等に違反する疑いがあると認められた場合、所轄庁はNPO法人に対して、業務や財産状況に関する報告を求めたり、事務所に立ち入って業務や財産の状況、帳簿や書類等の検査をしたりすることができます。

(2) 改善命令（NPO法第42条）

所轄庁は、NPO法人が次の場合のいずれかに該当する場合は、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することができます。

① 次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- 営利を目的としない団体であること（NPO法第2条第2項第1号）
- 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと（NPO法第2条第2項第1号イ）
- 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること（NPO法第2条第2項第1号ロ）
- 宗教活動を主目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号イ）
- 政治活動を主目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号ロ）
- 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと（NPO法第2条第2項第2号ハ）
- 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（NPO法第12条第1項第3号）
- 10人以上の社員を有するものであること（NPO法第12条第1項第4号）

② 法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③ 運営が著しく適正を欠く場合

(3) 設立の認証の取消し（NPO法第43条第1項、同条第2項）

所轄庁は、以下の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞（相手方その他の関係人が意見を述べる機会）の手続きをとることとされています。

- ① 法人が所轄庁の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合
- ② 法人が毎年1回提出しなければならない事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

【Memo】 認証を取り消された解散当時の役員は、「**役員**の欠格事由」に該当します
設立の認証を取り消されたNPO法人の解散当時の役員は、設立の認証を取り消された日から2年を経過しないと、他のNPO法人の役員にはなれません。（P7, NPO法20条第6号）

2 罰則

(1) 50万円以下の罰金に処せられる場合（NPO法第78条、第79条）

- ① 所轄庁による改善命令に違反した者（NPO法第42条違反）
- ② NPO法人の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人（NPO法第42条違反）

(2) 20万円以下の過料に処せられる場合（NPO法第80条）

次のいずれかに該当する場合には、NPO法人の理事、監事又は清算人に対して、過料が処せられます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（NPO法第7条第1項違反）
- ② 法人設立時に作成した財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（NPO法第14条違反）
- ③ 役員変更等の届出の提出を怠ったとき（NPO法第23条第1項違反）
- ④ 定款変更の届出の提出を怠ったとき（NPO法第25条6項違反）
- ⑤ 事業報告書等の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（NPO法第28条第1項違反）
- ⑥ 役員名簿及び定款等の書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（NPO法第28条第2項違反）
- ⑦ 定款変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書の提出を怠ったとき（NPO法第25条第7項違反）
- ⑧ 事業報告書等の提出を怠ったとき（NPO法第29条違反）
- ⑨ NPO法人がその債務につき、その財産をもって完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき（NPO法第31条の3第2項違反）

- ⑩ 清算中のNPO法人が、その財産をもってその債務を完済するのに足りないことが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに破産手続開始の申立てをしなかったとき（NPO法第31条の12第1項違反）
- ⑪ NPO法人が、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、定款で定める方法により、これを公告せず、又は不正の公告をしたとき（NPO法第28条の2第1項違反）
- ⑫ NPO法人の清算人が、NPO法人が解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（NPO法第31条の10第1項違反）
- ⑬ 清算人が直ちに破産手続開始の申立てをした旨を公告しなければならない規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（NPO法第31条の12第1項違反）
- ⑭ 合併の認証があったNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内に作成し、その事務所に備え置かなければならない貸借対照表及び財産目録を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（NPO法第35条第1項違反）
- ⑮ 合併の認証があったNPO法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならず、この場合においてその期間は2ヶ月を下回ってはならない旨の規定に違反したとき（NPO法第35条第2項違反）
- ⑯ 合併の認証があったNPO法人は、合併について債権者が異議を述べた場合は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない旨の規定に違反したとき（NPO法第36条第2項違反）
- ⑰ NPO法人が所轄庁の求める業務若しくは財産の状況に関する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他物件の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（NPO法第41条第1項違反）

（3）10万円以下の過料に処せられる場合（NPO法第81条）

- ① NPO法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を使用したとき（NPO法第4条違反）

【Memo】裁判所から過料の通知書が届く？支払いは？

過料は行政罰です。刑事罰の科料と区別するために「過ち料(あやまちりょう)」とも言われます。裁判所から過料についての通知があり、定められた金額を納付しなければなりません。過料は法人に対するものではなく、理事などの個人に科されるので、法人の財産から支払うことは許されません。登記や提出物など法律に定められた義務はきちんと行いましょう。

6 その他

1 NPO法人の手続きの窓口一覧（所轄庁一覧）

裏表紙をご覧ください。

2 縦覧及び閲覧の実施場所

(1) 市町が所轄庁となるNPO法人に関するもの

各市町へお問い合わせください。

(2) 島根県知事が所轄庁となるNPO法人に関するもの

島根県 県政情報センター TEL：0852-22-6139

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（県庁第三分庁舎1F）

※閲覧は、主たる事務所を所管する以下の県政情報コーナーにおいても実施しています。閲覧書類はコピーすることができます（有料）

窓口名称	所在地	電話番号
松江地区県政情報コーナー	(松江合同庁舎2F) 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5600
雲南地区県政情報コーナー	(雲南合同庁舎1F) 雲南市木次町里方 531-1	0854-42-9505
出雲地区県政情報コーナー	(出雲合同庁舎2F) 出雲市大津町 1139	0853-30-5510
県央地区県政情報コーナー	(あすてらす2F) 大田市大田町大田イ 236-4	0854-84-9573
浜田地区県政情報コーナー	(浜田合同庁舎1F) 浜田市片庭町 254	0855-29-5506
益田地区県政情報コーナー	(益田合同庁舎2F) 益田市昭和町 13-1	0856-31-9522
隠岐地区県政情報コーナー	(隠岐合同庁舎3F) 隠岐郡隠岐の島町港町 24	08512-2-9625

3 登記等に関する窓口

(1) 登記 松江地方法務局 本局

〒690-0886 松江市母衣町50番地 TEL：0852-32-4200

※登記事項証明書の交付は、県内の支局においても行っています。

(2) 官報公告 島根県官報販売所（株式会社 今井書店）

〒690-0887 松江市殿町63番地 TEL：0852-24-2233

4 税に関する窓口

(1) 国税（法人税、消費税、源泉所得税等）

税務署名（管轄区域）	所在地	電話番号
松江（松江市、安来市）	〒690-8505 松江市向島町 134 番 10	0852-21-7711
出雲（出雲市）	〒693-8686 出雲市塩冶善行町 13 番地 3	0853-21-0440
大東（雲南市、仁多郡、飯石郡）	〒699-1221 雲南市大東町飯田 86 番 7 号	0854-43-2360
石見大田（大田市）	〒694-8501 大田市大田町大田イ 289 番地 2	0854-82-0980
浜田・（浜田市、江津市、邑智郡）	〒697-8686 浜田市殿町 1177 番地	0855-22-0360
益田（益田市、鹿足郡）	〒698-8651 益田市元町 12 番 11 号	0856-22-0444
西郷（隠岐郡）	〒685-8666 隠岐郡隠岐の島町城北町 55 番地	08512-2-0350

(2) 県税（法人県民税、法人事業税）

受付窓口 （管轄区域）	所在地	電話番号
東部県民センター 法人課税課 （松江市・出雲市・安来市・雲南市・隠岐の島町・海士町・西ノ島町・知夫村・奥出雲町・飯南町）	〒690-8551 松江市東津田町 1741-1	0852-32-5621
西部県民センター 法人・軽油課税課 （浜田市・益田市・大田市・江津市・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町）	〒697-0041 島根県浜田市片庭町 254	0855-29-5519

(3) 市町村民税（法人市町村民税等）…各市町村へお問い合わせください。

5 NPO支援の窓口

(1) しまね県民活動支援センター（公益財団法人ふるさと島根定住財団）



松江事務局（地域活動支援課）

〒690-0003 松江市朝日町478-18松江テルサ3F

TEL：0852-28-0690

石見事務所

〒697-0034 浜田市相生町 1391-8 シティパーク浜田 2F

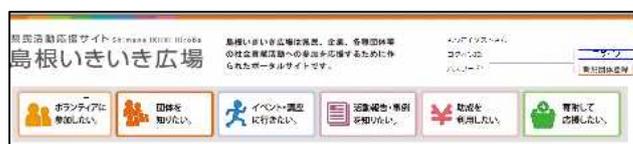
石見産業支援センター（いわみぷらっと内）

TEL：0855-25-1600

地域を元気にしようと積極的に頑張っておられるグループ・団体等や、これから地域を活性化していきたいと考えておられるみなさんのために、さまざまな支援を行っています。

- ・会計、税務、運営、労務管理などの専門相談、アドバイザー派遣
- ・助成制度（地域づくり応援助成・ろうきんNPO寄付システム）
- ・各種研修・セミナー
- ・情報発信（機関紙、ポータルサイト）
- ・交流サロン（会議スペース、印刷室、図書の貸し出し）

(2) 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」



イベント情報、ボランティア募集情報、助成金や各種セミナーのお知らせなどを発信しています。月2回発行のメールマガジンでは、注目のトピックスをお届けします。

また、日本財団が運営する公益コミュニティサイト「CANPAN」とも連携し、積極的な情報開示がされていると認証した団体を紹介しています。

○特定非営利活動促進法

(平成十年法律第七号)

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	特定非営利活動法人
第一節	通則（第三条—第九条）
第二節	設立（第十条—第十四条）
第三節	管理（第十四条の二—第三十条）
第四節	解散及び合併（第三十一条—第四十条）
第五節	監督（第四十一条—第四十三条の三）
第三章	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人
第一節	認定特定非営利活動法人（第四十四条—第五十七条）
第二節	特例認定特定非営利活動法人（第五十八条—第六十二条）
第三節	認定特定非営利活動法人等の合併（第六十三条）
第四節	認定特定非営利活動法人等の監督（第六十四条—第六十九条）
第四章	税法上の特例（第七十条・第七十一条）
第五章	雑則（第七十二条—第七十六条）
第六章	罰則（第七十七条—第八十一条）

第一章 総則

を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれ

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であって、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬

らに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(以下「その他の事業」という。)を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事(その事務所が一の指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長)とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。)

2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅

滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から一月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

3 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から二週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

五 社員の資格の得喪に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

十二 解散に関する事項

十三 定款の変更に関する事項

十四 公告の方法

2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。

3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。

一 国又は地方公共団体

二 公益社団法人又は公益財団法人

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二條に規定する社会福祉法人

五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

（認証の基準等）

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。

二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。

三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）

ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体

四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。

2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。

ならない。

- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

- 2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分

の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

- 2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

- 3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

- 4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気

的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。)により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証

を取り消された日から二年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の氏名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、

この限りでない。

3 定款の変更(第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号(所轄庁の変更を伴うものに限る。)、第五号、第六号(役員定数に係るものを除く。)、第七号、第十一号、第十二号(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。))又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。)は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

5 第十条第二項及び第三項並びに第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

6 特定非営利活動法人は、定款の変更(第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。)をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等

(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録)を申請書に添付しなければならない。

- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類(活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。)及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。)並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居

所を記載した書面(以下「事業報告書等」という。)を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。)を、その事務所に備え置かなければならない。

- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

一 事業報告書等(設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。)

二 役員名簿

三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

一 官報に掲載する方法

二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告(電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるもの)をとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。)

- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。
- 3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。
- 4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれなかったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。
- 一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。
- 二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。
- 三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 定款で定めた解散事由の発生
- 三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- 四 社員の欠亡
- 五 合併
- 六 破産手続開始の決定
- 七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要

な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出した債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時ににおいて、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権

者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。
この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務(当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以

上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。

4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第五号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視總監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足る相当な理由又はその役員について第二十条第五号に該当すると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認

定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度(その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間)。以下同じ。)の寄附者名簿(各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名(法人にあっては、その名称)及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。)

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類(前号に掲げる書類を除く。)及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年(同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年)内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者

が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

ニ 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、

- (4)に掲げる者を除く。)である活動(会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。)
- (1) 会員等
 - (2) 特定の団体の構成員
 - (3) 特定の職域に属する者
 - (4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動
- ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。
- イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
- (1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者
 - (2) 特定の法人(当該法人との間に発行済株式又は出資(その有する自己の株式又は出資を除く。)の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。)の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者
- ロ 各社員の表決権が平等であること。
- ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。
- ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。
- 四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合してい

- ること。
- イ 次に掲げる活動を行っていないこと。
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - (3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
- ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。
- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。
- 五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させること。
- イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
- ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類
- 六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。
- 七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。
- 八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。
- 九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並

びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

（合併特定非営利活動法人に関する適用）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（欠格事由）

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

- 一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの
- イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（認定に関する意見聴取）

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

- 一 前条第一号二及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
 - 二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）
（認定の通知等）
- 第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。
- 2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。
- 一 名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 四 当該認定の有効期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十

- 条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録。第五十二条第四項において同じ。）、役員名簿及び定款等
 - 二 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 三 認定に関する書類の写し
（名称等の使用制限）
- 第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
（認定の有効期間及びその更新）
- 第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があった場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もそ

の処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号口、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

（役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧）

第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。

- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。

- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

（代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等）

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

- 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

- 4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

（認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧）

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末

日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 一 前事業年度の寄附者名簿
 - 二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - 三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- 3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

- 第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。次項において同じ。）に提出しなければならない。
- 2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

- 第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号ま

でに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。)

二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。)

三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。

2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

第五十八条 特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。

2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

（特例認定の基準）

第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。

一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。

二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人である場合にあっては当該特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該特定非営利活動法人が合併によって設立した特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない特定非営利活動法人であること。

三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

（特例認定の有効期間）

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

（特例認定の失効）

第六十一条 特例認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。

一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。

二 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利

活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。

三 特例認定特定非営利活動法人が解散したとき。

四 特例認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

（認定特定非営利活動法人に関する規定の準用）

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した

特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。

- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

(報告及び検査)

第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立

ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査につい

ては適用しない。

7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。
(勧告、命令等)

第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。

5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。

6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第四十七条第一号二又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等
(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。
(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。

二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。

三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は

第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。

二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。

三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。

3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。

4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

（所轄庁への意見等）

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であつて、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足る相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認める場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号二又は第六号に該当する事由

二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由

3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認

めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

（所轄庁への指示）

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第

六十九号)その他地価税に関する法令の規定(同法第三十三号の規定を除く。)の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六号の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項の規定による申請及び同条第

二項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による縦覧、第十二条第三項(第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知、第十三条第二項(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第三項の規定による申請、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第二項の規定による申請、第三十四条第三項の規定による申請、第四十三条第四項(第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による交付、第四十四条第一項の規定による申請、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十一条第三項の規定による申請、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十八条第一項の規定による申請並びに第六十三条第三項の規定による申請について行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第十二条の規定は、適用しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号（第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十二条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）の規定を適用する場合においては、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

（実施規定）

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
 - 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
 - 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
 - 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
 - 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
 - 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
 - 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者
- 第七十九条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
 - 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
 - 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

附 則

(平成 28 年 6 月 7 日法律第 70 号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十二条の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定 公布の日

二 第十四条の七第三項の改正規定、第二十八条の次に一条を加える改正規定及び第八十条第七号の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(認証の申請に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の特定非営利活動促進法(以下「新法」という。)第十条第二項及び第三項(これらの規定を新法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合について適用し、施行日前にこの法律による改正前の特定非営利活動促進法(以下「旧法」という。)第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合には、なお従前の例による。

(事業報告書等に関する経過措置)

第三条 新法第二十八条第一項及び第三十条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る新法第二十八条第一項に規定する事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第二十八条第一項に規定する事業報告書等については、なお従前の例による。

(貸借対照表の公告に関する経過措置)

第四条 新法第二十八条の二第一項の規定は、特定非営利活動法人(新法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が附則第一条第二号に掲

げる規定の施行の日(以下この条において「第二号施行日」という。)以後に新法第二十八条第一項の規定により作成する貸借対照表について適用する。

2 特定非営利活動法人が施行日前に旧法第二十八条第一項の規定により作成し、又は施行日から第二号施行日の前日までの間に新法第二十八条第一項の規定により作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの(以下この項及び次項において「特定貸借対照表」という。)については、当該特定非営利活動法人が第二号施行日に同項の規定により作成したものとみなして新法第二十八条の二第一項の規定を適用する。ただし、特定貸借対照表を作成した後に当該特定非営利活動法人について合併があった場合は、この限りでない。

3 前項の規定は、第二号施行日までに定款で定める方法により特定貸借対照表を公告している特定非営利活動法人については、適用しない。

(認定、有効期間の更新又は仮認定の基準に関する経過措置)

第五条 施行日前に旧法第四十四条第一項の認定の申請、旧法第五十一条第三項の有効期間の更新の申請、旧法第五十八条第一項の仮認定の申請又は旧法第六十三条第一項の認定若しくは同条第二項の認定の申請をした者のこれらの申請に係る認定、有効期間の更新又は仮認定の基準については、なお従前の例による。

(役員報酬規程等に関する経過措置)

第六条 新法第五十四条第二項及び第五十六条(これらの規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第二号から第四号まで(新法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第五十四条第二項第二号から第四号まで(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)に掲げる書類については、なお従前の例による。

(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)

第七条 新法第五十四条第三項及び第五十六条(これら

の規定を新法第六十二条において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る同項(新法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧法第五十四条第三項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類については、なお従前の例による。

(海外への送金又は金銭の持出しに係る書類に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第一項の認定又は旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人(以下この条において「認定特定非営利活動法人等」という。)による施行日の属する事業年度以前における海外への送金又は金銭の持出しに係る旧法第五十四条第四項(旧法第六十二条において準用する場合を含む。)の書類の作成、当該認定特定非営利活動法人等の事務所における備置き及び閲覧並びに当該書類の所轄庁への提出並びに当該書類の所轄庁における閲覧又は謄写については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における認定特定非営利活動法人等の監督については、なお従前の例による。

(仮認定を受けている特定非営利活動法人に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十八条第一項の仮認定を受けている特定非営利活動法人は、新法第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなす。この場合において、当該特例認定を受けた特定非営利活動法人とみなされる特定非営利活動法人に係る特例認定の有効期間は、旧法第五十八条第一項の仮認定の有効期間の残存期間とする。

(仮認定の申請に関する経過措置)

第十条 施行日前に旧法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対しされた仮認定の申請は、新法第五十八条第一項の規定により所轄庁に対してされた特例認定

の申請とみなす。

(処分等の効力)

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、新法の実施状況、特定非営利活動(新法第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。)を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

■事業年度終了前後のスケジュール例（事業年度が4月1日から翌年3月31日までの場合）

月	会議の開催等	作成する書類	書類の提出先		
			島根県他	法務局	税務署
3月	31日に事業年度終了	会計の決算準備			
4月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">監事による 監査を受ける</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin-top: 10px;">理事会の開催</div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 1 事業報告書 2 財産目録 3 貸借対照表 4 活動計算書 5 役員名簿 6 社員名簿 7 変更後の定款等 （前事業年度に定款変更を行った場合） </div>			
5月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">社員総会の開催</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税申告書等 ・社員総会議事録 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 役員を選任を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・役員就任承諾書 ・理事の変更登記申請書等 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 定款の変更を行った場合 <ul style="list-style-type: none"> ・定款変更届出書 ・定款変更認証申請書等 ・定款の変更登記申請書 </div>	役員の変更届出書 定款変更届出書(*1) 定款変更認証申請書等(*2)	就任から14日以内に理事の変更登記申請（登記の必要な役員のみ） *登記事項を変更した場合 定款の変更登記申請(*1) *登記事項を変更した場合 定款の変更登記申請(*2)	税法上の収益事業を行っている場合 31日までに法人税の申告書提出
6月			30日までに事業報告書等提出 作成後、遅滞なく、貸借対照表を公告(*4)	30日までに資産の総額の変更登記(*3)	

* 1 : 所轄庁に届出だけで済む軽微な事項に係る定款変更の場合は、定款変更を決定した総会開催後2週間以内に法務局に変更登記申請を行う必要があります。（P93）

* 2 : 定款変更に当たって所轄庁の認証が必要な定款変更は、認証後に法務局に定款の変更登記申請を行います。（P93）※所轄庁の定款変更の認証は、申請書受理後2ヶ月間の縦覧を経てから行います。

* 3 : 資産の総額の変更登記は、平成30年10月1日以降、不要になる予定です。（P93）

* 4 : 平成28年のNPO法改正により、貸借対照表の公告が必要になります。（P39）

NPO法人設立・運営の手引き

島根県

平成29年（2017年）7月

【 発行者 】

島根県

環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室

住所 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-22-5096

FAX 0852-22-5636

NPO 法人の手続きの窓口一覧（所轄庁一覧）



（１）以下の１市町の区域内のみに事務所がある場合（所轄庁：市町）

所轄庁	受付窓口	電話番号
松江市	市民生活相談課	0852-55-5168
浜田市	まちづくり推進課	0855-25-9201
出雲市	市民活動支援課	0853-21-6528
益田市	人口拡大課	0856-31-0600
大田市	地域振興課	0854-83-8161
安来市	地域振興課	0854-23-3067
江津市	政策企画課	0855-52-7925
雲南市	地域振興課	0854-40-1013
飯南町	地域振興課	0854-76-2864
川本町	まちづくり推進課	0855-72-0634
美郷町	企画財政課	0855-75-1924
邑南町	定住促進課	0855-95-1117
津和野町	つわの暮らし推進課	0856-74-0092
海士町	総務課	08514-2-0112
西ノ島町	総務課	08514-6-0101

（２）以下のいずれかに該当する場合（所轄庁：県）

- ・主たる事務所がある町村…奥出雲町、吉賀町、知夫村、隠岐の島町
- ・主たる事務所が島根県内の市町村にあって、その他の事務所が複数の市町村又は他都道府県にある

所轄庁	受付窓口	電話番号
島根県	環境生活総務課 NPO 活動推進室	0852-22-5096

※ 認定（特例認定）NPO法人に関する事項は、島根県NPO活動推進室が窓口です。